

2022年3月15日

第154回 総務委員会(オンライン開催)

<第134回理事会上程議案の審議について>

【報告事項】

I. 2021年度事業の進捗状況(業務執行報告)の件	3
II. 2021年度決算見込みの件	19

【審議事項】

III. 自動車業における表示に関する公正競争規約及び 同施行規則改正(案)の件	22
IV. 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約及び 同施行規則改正(案)の件	32
V. 規約違反措置基準(四輪・二輪)改正(案)の件	37
VI. 2022年度事業計画書(案)の件	44
VII. 2022年度普通会員会費額(案)の件	57
VIII. 2022年度予算書(案)の件	58

<その他>

2022年度定時総会までのスケジュールについて	61
-------------------------	----

2022年3月現在

一般社団法人自動車公正取引協議会
総務委員会 委員名簿

委員長 矢野 義博

氏名	会社名・団体名	役職
矢野 義博	一般社団法人日本自動車工業会	常務理事・事務局長
田中 照久	一般社団法人日本自動車販売協会連合会	常務理事
塩田 一浩	一般社団法人全国軽自動車協会連合会	常務理事
樫山 信博	日本自動車輸入組合	総務部長
橋本 昭朗	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会	常務理事
永井 保典	一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会	常務理事
林田 武人	一般社団法人日本二輪車普及安全協会	専務理事
石井 大	全国オートバイ協同組合連合会	専務理事
鈴木 欣也	一般社団法人自動車公正取引協議会	専務理事

【報告事項】

I.2021年度事業の進捗状況の件

(2021年4月～2022年2月)

※ 本内容は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項に定める業務執行報告(2021年6月～2022年2月)を兼ねます。

≪四輪車関係≫

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

1)規約遵守状況調査の実施

①各地区及び公取協事務局による店頭表示に関する規約遵守状況調査の実施

- ◇各地区公取協事務取扱所(4団体支部・支所等)及び公取協事務局による新車及び中古車の店頭表示に関する規約遵守状況調査を実施
- ◇現在、調査結果を報告書としてとりまとめ中、とりまとめ次第、公取協事務取扱所を通じた全般的指導を実施予定

②公取協事務局による広告表示に関する規約遵守状況調査の実施

- ◇新車及び中古車の新聞・チラシ広告(新車761枚、中古車1,001枚)を対象に、公取協事務局による規約遵守状況調査を実施
- ◇現在、調査結果をとりまとめ中、不当表示に該当するおそれのあるものについては、公取協事務取扱所を通じて改善を指導、その他表示もれ等についても、改善を要請する予定

2)広告表示の適正化のための普及活動の実施

①広告表示等に関する事前相談への積極的な対応及び情報提供の実施

- ◇広告表示等に関する事前相談に積極的に対応(2021年4月から2022年2月までの受付件数は約1,000件)
- ◇主な相談事例や問題点等について、ホームページや「AFTC INFORMATION」等により、会員に対するリアルタイムな情報提供を実施

②広告関係団体や広告関係事業者等との連携による適正化の促進

- ◇JAROや新聞協会、広告関係事業者との情報共有等を通じ、連携を強化

◇中古車情報誌賛助会員をメンバーとする中古車広告表示研究会を10月及び3月(予定)に開催、中古車の支払総額の表示義務付けや冠水車の表示等、表示適正化のための課題について意見交換や適正化のための協力要請を実施

3)関係団体との連携による規約普及活動の推進

◇地区主催の研修会への講師派遣やオンライン形式での開催等、地区における規約普及活動に積極的に協力

※例年実施の公取協事務取扱所の規約担当者(事務局職員)を対象とした研修会は中止

2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動の実施

1)会員事業者(「表示管理者」)等を対象とした研修会の開催

①オンラインを活用した規約等に関する研修会の開催

◇会員事業者(メーカー、インポーター、ディーラー)の「表示管理者」及び広告関係事業者を対象とした、規約や広告宣伝に関する研修会(「基礎研修」及び「レベルアップ研修」)を、オンライン形式で4月に10日間(約450人が受講)、2月に9日間開催(約1,400人が受講)

②ブロックや地区単位、事業者単位の規約等に関する研修会の開催

◇地区(自販連3地区、振興会2地区、中販連4地区)や会員事業者(2社)の要望に基づき、担当部門やスキル等に応じた研修会を、集合形式又はオンライン形式で開催

2)広告関係事業者(「広告表示管理者」)を対象とした研修会の開催

①オンラインを活用した規約等に関する研修会の開催

②地区単位、事業者単位の規約等に関する研修会の開催

◇会員事業者対象の研修会に広告関係事業者の参加を呼び掛けるとともに、広告関係事業者(「広告表示管理者」)を対象とした研修会(「基礎研修」及び「レベルアップ研修」)を開催(1社)、受講者には、会員事業者が安心して広告作成を依頼できる目安として、「広告表示管理者研修 受講証」を発行

3)「表示管理者」を通じた規約普及活動の推進と表示管理体制充実の促進

◇「表示管理者」による表示等のチェックや規約に基づく適正な表示の周知等、各社における規約の普及活動を推進するなど、表示管理体制の充実を促進

4)表示管理体制に関するセルフチェックの実施

◇表示管理者の選任の有無をはじめとした、会員事業者の表示等管理体制を点検するためのセルフチェックを実施、現在、チェック結果をとりまとめ中

3. サブスク料金等の表示に関する規約・規則の改正と普及活動の実施

- 1) 割賦販売価格や個人リース料金の表示に関する規約・規則の改正
- 2) サブスクリプション等の料金の表示に関する規約・規則の改正
- 3) プラグイン・ハイブリッド車の燃費表示に関する規則の改正
- 4) 上記改正内容の認定・承認申請及び会員に対する普及活動の実施

◇規約・規則改正(案)については、5月開催の理事会、6月開催の総会で承認を得た後、消費者庁及び公取委に認定・承認を申請、年度内に認定・承認される見込み

◇研修会や公取協ニュース・インフォメーション等を通じた普及活動を実施する予定

4. 修復歴車や不当な価格表示等の不当表示の未然防止及び厳正な対処

1) 走行距離及び修復歴等の不当表示の未然防止及び厳正な対処の実施

◇オークションで落札された「改ざん歴車」や「修復歴車」の販売時の表示実態について調査を実施、昨年度の調査結果に基づき、修復歴に関する不当表示を行った会員2社に対し「厳重警告」及び「違約金」の措置、現在、会員4社及び非会員4社に対する調査を継続

◇規約遵守状況調査や研修会を通じ、走行距離や修復歴、販売方法に応じた保証や整備等の表示について周知活動を実施、問題のある表示については改善を指導

2) 広告における不当な価格表示及び不適切な販売行為に対する改善指導の実施

◇当協議会の消費者相談窓口に、「不当な価格表示や不適切な販売行為」に関する苦情相談が多く寄せられる、大手等(多店舗展開)の中古車専門店11社を対象に「中古車の広告や店頭における価格表示と販売の実態に関する調査」を実施、調査の結果、問題の見られた事業者7社に対し注意喚起を実施

◇注意喚起を行った事業者については、改善状況を今後確認するとともに、苦情相談が多く寄せられる事業者の販売実態等に関する調査を来年度以降も継続して実施、同調査において同様の問題が見られた場合や苦情相談が減少しない場合は、規約違反被疑事案として調査及び改善指導(規約違反としての措置及び不適切な販売行為の是正)を実施予定

3) 会員及び非会員の不当表示に対する厳正な対処

◇会員が行った不当表示に対しては、当協議会より指導、非会員が行った不当表示(4社)については、とりまとめ次第、消費者庁や都道府県に措置を要請する等、効果的な指導を実施予定

※今年度、非会員3社が行った走行距離及び修復歴の不当表示に対し、消費者庁が措置命令

4)カタログ等における装備品等の表示及び表示管理体制に関する再確認の実施

- ◇会員事業者が行った、カタログ等における装備品等に関する不当表示に対し、消費者庁が景品表示法違反(有利誤認)として措置命令を行ったことを踏まえ、メーカー及びインポーターに対し、カタログ等の表示及び表示を適正に管理するための体制について、再度確認することを要請
- ◇今後、再確認の結果に関するアンケート調査や装備品等及び打消し表示の実態把握を実施、打消し表示や表示管理体制のあり方について考え方をとりまとめる

5. 自動運転化技術に関する適正な表示の検討及び普及活動の実施

1)運転支援機能(レベル1、2)及び自動運転機能(レベル3)に関する表示の考え方の周知活動の実施

- ◇研修会等を通じ、「運転支援車(レベル1、2)並びに自動運転車(レベル3)及びその機能の表示に関する規約運用の考え方」の周知活動を実施
- ◇消費者を対象とした、運転支援機能や自動運転機能に関する理解度や販売時の表示(説明)等の実態把握を目的としたアンケート調査を3月に実施予定

2)自動運転機能(レベル4以降)に関する表示のあり方の検討

- ◇自動運転化技術レベル4以降の自動運転車及びその機能の表示については、市販車導入時期等を踏まえ、広告等における映像表現や表示のあり方及び注意喚起表示の内容等について、消費者の誤解や過信を招かないようにするという観点から、引き続き検討

3)中古車の運転支援機能等の今後の表示のあり方の検討及び情報提供の実施

- ◇会員販売店における中古車販売時の表示・説明等の対応や、販売店が必要としている情報及びその入手の可否等について、Webアンケートを実施(回答数703件)
<必要としている情報について(主な回答)>
 - ▶ 機能搭載の有無の確認時の、全メーカーの情報がわかる Web サイト、メーカー別の比較表など
 - ▶ 動作確認時の、スキャンツール、メーカー・車種ごとの機能に関する情報、説明書など
 - ▶ 商談・納車時の、メーカー・車種毎の運転支援機能一覧、機能に関する説明書、リーフレット、動画など
- ◇現在、調査結果を報告書としてとりまとめ中、必要に応じて情報提供を実施

4)表示の実態把握及び改善指導の実施

- ◇上記1)について、テレビCM等の広告や店頭における表示の状況について、実態把握を適宜実施、問題等がみられた場合は改善指導を実施

6. 中古車の「支払総額」の表示義務付けの検討

1) 規約改正等試案の策定

◇不当な価格表示の常態化や不適切な販売方法の横行、不適切な諸費用の請求など、中古車販売の現状における問題点への対応として、昨年実施した会員事業者及び消費者を対象に実施したアンケート調査結果を踏まえ、規約改正等試案を策定

<規約改正等試案のポイント>

- ▶ 中古車の販売価格として「支払総額」の表示を義務付ける<施行規則改正>
(「車両価格」及び「諸費用の額」を内訳として表示)
- ▶ 「支払総額」に整備費用が含まれるか否かを明確にするため、「定期点検整備の有無」の表示について、「整備あり(費用別途)」の表示は廃止し、「整備付き(価格に込み)」又は「整備なし」の表示に改める<施行規則改正>
(「保証の有無」及び「定期点検整備実施の有無」を明瞭に表示)
- ▶ 「不当な価格表示」に対する規約違反措置基準の見直し(走行距離・修復歴の不当表示と同等に厳格化)を行い、表示された価格で実際に販売できない場合は厳正に対処<規約違反措置基準の変更>
- ▶ 諸費用の適正化(「納車準備費用」等、本来、車両価格に含まれるべき費用は、「諸費用」として不適切であることの明確化、高額な代行手数料等の適正化)

2) 関係団体及び会員事業者等の意見聴取

◇規約改正試案に基づく、関係団体(地方)及び会員事業者の意見聴取を実施

<主な意見>

- ▶ 真面目にルールを守る事業者だけに負担がかかることにならないよう、全ての事業者に対してルールを徹底してほしい
- ▶ プライスボード等の変更には時間がかかるため、改正ルールの施行には、準備期間を設けてほしい
- ▶ 支払総額表示が義務付けられた場合でも、「PRICEボードはこれまで通り(現金販売価格を大きく)表示、別紙で諸費用と支払総額を表示すれば問題ない」との声もあるので、具体的にどのような対応が必要なのか、示してほしい
- ▶ 支払総額表示をすると、価格が高く見えることになるため、「支払総額表示が安心である」等の消費者向け PR を積極的に行ってほしい

3) 中古車情報誌賛助会員の意見聴取及び協力要請

◇中古車情報誌賛助会員からは「支払総額」表示を義務付けることについては賛成だが、大掛かりなシステム改修が必要となることから今後のスケジュールを早めに共有してほしい」との意見が出た

◇また、規約改正に併せて掲載基準を変更すること、並びに「諸費用の考え方(適切な諸費用、諸費用として不適切なもの)」を、掲載店及び消費者に対する周知すること等について協力を要請、賛同を得た

4)規約・規則改正(案)の策定

◇上記意見聴取等を踏まえ、中古車部会において規約・規則改正(案)を策定

⇒詳細は22頁を参照

7. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

1) SNS等を活用した広告宣伝に関する表示のあり方等の検討及び周知活動の実施

◇SNS等を活用した広告宣伝に関する実態調査を3月に実施予定、調査結果を踏まえ、媒体の特性等に応じた表示のあり方について検討

2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

◇電気自動車及びプラグイン・ハイブリッド自動車が省エネ法の対象となり、WLTCモードによる測定(届出)及び燃費表示が義務付けられたことを踏まえ、表示方法等についてとりまとめ、研修会等を通じて周知活動を実施

◇規約及び同施行規則改正案が認定・承認、施行されるまでの間の当面の対応として、「サブスク等の自動車の賃貸料金を表示する際の考え方」を策定、研修会等を通じて周知活動を実施

3) 中古車の客観的根拠に基づく「No.1」等の最上級表示のあり方の検討

◇中古車の客観的根拠に基づく「No.1」等の最上級表示について、中古車部会・委員会において検討、客観的根拠は新車規約同様、国の登録及び届出情報とすることを確認

◇登録情報については、情報の取得は可能、との回答を得たが、届出情報については、会員事業者の同意が得られることを前提に、会員に限定した情報のみ取得は可能、との回答を得たことから、引き続き今後の対応等について検討

8. 冠水車の不当表示未然防止活動の実施及び表示のあり方の検討

1) 冠水車に関する不当表示未然防止活動の実施

◇水害等の増加により冠水車の販売が社会問題化しつつあることを踏まえ、冠水車は中古車として消費者に販売するには適さないものであること、及び、冠水車ではない等の虚偽の表示・説明をして販売した場合はもちろん、「冠水車」であることを表示・説明しなかった場合も不当表示に該当することなど、不当表示未然防止のための普及活動を実施

◇オートオークションで「冠水車」を仕入れているにもかかわらず、その旨を広告等で表示しなかった会員事業者に対し「警告」の措置

2)冠水車に関する不当表示規定及び規約違反措置基準(厳罰規定)新設の検討

◇規約には、冠水車の不当表示に関する規定がないため、中古車規約を改正し、冠水車に関する不当表示の規定を新設

<規約改正案のポイント>

- ▶ 「冠水車」は中古車として消費者に販売するには適さないため、「冠水車」であるか否かの表示は、必要表示事項としては定めない
- ▶ 不当表示の禁止規定に「冠水車であるにもかかわらず、虚偽の表示及びその旨を表示しないことにより、冠水車ではないかのように誤認されるおそれのある表示」を追加

※オークションや日査協において「冠水車」と判断された車両、冠水を原因とする不具合が発生した車両等を「冠水車」として取り扱う <規約の運用>

◇「冠水車」に関する不当表示について、走行距離や修復歴に関する不当表示と同様、初回から「厳重警告」や「違約金」を課すことができることを定めた規約違反措置基準(厳罰規定)を新設

⇒詳細は27頁を参照

9. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPRの実施

1)車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施

◇車両状態評価の評価機関からの申請に基づき、車両状態評価制度(システム)が監修基準を満たしているか審査を行い、監修基準を満たしている場合は監修を実施

◇監修を受けた車両状態評価機関(7機関)における評価制度(システム)の運用状況について、監査を3月末までに実施予定

2)車両状態評価に関する監修制度等についてのPR活動の実施

◇公取協の車両状態評価の「監修制度」及び監修を受けた「評価機関」並びに「評価付き中古車」の信頼性について、ホームページ等を通じて一般消費者に対するPR活動を実施

10. 消費者関連事業の推進

1)消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施

①苦情・相談の受付と、トラブル対応・未然防止のための情報提供の実施

◇消費者からの苦情・相談を効率的に受付け、トラブル解決のための適切な助言を行うなど、迅速かつ適切に対応(相談受付件数 4,621 件、内四輪車関係 4,295 件、2022年2月末現在)

◇受付けた苦情相談を基にトラブルの発生原因や規約(表示上の問題)との関連、販売対応の問題点等を分析、消費者相談事例研究会においてトラブルへの対応や未然防止策について検討

◇購入の際の留意点やトラブル防止のための注意点等について、ホームページ等において消費者に情報提供するとともに、相談が増加しているものや悪質なものについては、同ホームページにおいて注意喚起を実施

②「消費者相談対応マニュアル」、「同ハンドブック」に基づく研修会の開催

◇各地区公取協事務取扱所や会員事業者からの要望に基づき、「消費者相談対応マニュアル」及び「同ハンドブック」に基づく研修会を開催(自販連関係 1 地区、中販連関係3地区、会員事業者3社)で開催

③苦情相談件数の多い事業者等への対応

◇不当な価格表示及び不適切な販売行為・対応に関する苦情相談が寄せられている会員事業者2社に対し、原因を把握するための広告表示や販売行為等に関する調査を実施中、規約違反が認められた場合は措置をとるとともに、販売対応についても改善指導を実施予定

2)国民生活センター及び消費生活センターとの連携強化

◇国民生活センター及び各地区消費生活センターとの情報交換活動を積極的に実施するなど連携を強化

◇地区消費生活センター等からの要請に基づき、相談受付担当者を対象とした、相談受付状況や消費者相談への対応方法等に関する研修会を8地区で実施

3)消費者団体及び消費者モニターとの情報交換活動の実施

◇消費者関連団体との懇談会を開催し、情報交換活動を実施

◇消費者が求める表示や現状の表示に対する認識、評価等について把握するため、調査会社に委託し、消費者モニター調査を実施予定

11. 広報PR活動の実施

1)規約及び公取協会員店で購入するメリットのPR活動の実施

◇「適正表示で安心の公取協会員店」で購入するメリットを消費者に広くPRするため、トラブル未然防止のポイントや「会員店は適正表示で安心である」旨のPR動画を作成し YouTube に公開、動画に誘導するバナー広告を掲載する等のPR活動を実施
※動画再生回数は約120万回(2022年2月末現在)

2)会員に対する情報提供の充実

- ◇「AFTC INFORMATION」のメール配信やホームページへの掲載、公取協ニュース等を通じ、自動運転車の表示に関する規約運用の考え方や、中古車の諸費用の考え方、広告表示に関する注意点等の情報を会員に配信

12. 大型車関係事業の推進

1)規約に基づく適正表示の推進

- ◇大型車関係の会員事業者や広告関係事業者を対象に、規約や広告宣伝に関するマニュアル等に基づく研修会を開催

2)大型車における燃費や運転支援機能等に関する情報提供のあり方の検討

- ◇大型車ディーラーとの懇談会を開催(自販連京都大型バス・トラック委員会)、独禁法遵守に関する取り組みと併せて、商談・納車時等の運転支援機能や燃費に関する表示(説明)の状況、機能に関するユーザーの理解度等について意見交換を実施

3)独禁法、下請法に関する普及活動の実施

- ◇関係団体及び会員からの要請に基づき独禁法や下請法違反を未然に防止するための研修会を開催するなど、独禁法、下請法に関する普及活動を実施
- ◇独禁法、下請法に関する問い合わせや相談に適宜対応するとともに、必要に応じて会員及び公取協事務取扱所に対する情報提供を実施
- ◇「事業者団体活動と独占禁止法」に関するマニュアルを現在作成中、今後関係団体等に配布し、研修会を開催する予定

13. その他の事業

1)関係団体及び地方組織との連携強化活動

- ◇関係団体及び各地区との連携強化を図るため、公取協事務取扱所(全国の自販連支部、軽自動車協会、整備振興会、中販連支所)の所長(専務理事)会議をオンラインで開催

2)公正取引に関する法令(独禁法、下請法等)の普及指導

- ◇会員における独占禁止法や下請法違反行為の未然防止を図るため、独禁法及び下請法マニュアルの活用を促進、関係団体や会員からの相談に適切に対応

【参 考】

1. 規約違反に対する措置件数

○2022年2月末までに公取協がとった措置件数は以下のとおり

措置区分 対象区分	表示		景品		計
	新車	中古車	新車	中古車	
口頭注意	0	0	0	0	0
文書注意	0	1※2	0	0	1
警 告	1※1	2※3	0	0	3
嚴重警告	0	2※4	0	0	2
違 約 金	0	2※5	0	0	2
計	1	7	0	0	8

※1 カタログの装備品に関する不当表示

※2 最上級表示に関する根拠の不表示等

※3 販売価格に関する不当表示

※4 修復歴に関する不当表示

※5 修復歴に関する不当表示のうち、特に悪質なもの

(「違約金」の2件は「嚴重警告」の措置と併せて課したもの)

2. 規約参加事業者数の現況

○2022年2月末現在の規約参加事業者数

13,927 社 (期首 13,887社)

○2021年4月から2022年2月までの入退会事業者数

入会等事業者数 302 社

退会等事業者数 262 社

(+40 社)

《二輪車関係》

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

1)店頭表示のセルフチェック活動を通じた適正表示の促進

昨年度に引き続き、販売店が自らチェックを行う、店頭表示のセルフチェック（Google フォームを活用）を実施

①国内4銘柄担当の会員店

◇対象店舗数4,548店中、4,281店(94.1%)においてセルフチェックを実施、規約の遵守率は約95.2%

②オートバイ組合及び輸入組合担当の会員店

◇オートバイ組合関係は、対象店舗数622店中、305店(49.0%)においてセルフチェックを実施、規約の遵守率は約 97.6%

輸入組合関係は、対象店舗数223店中142店(63.7%)においてセルフチェックを実施、規約の遵守率は約 98.2%

③所属団体はあるが担当販社のない会員店及び所属団体のない会員店

◇対象店舗数1,565店中996店(63.6%)においてセルフチェックを実施、規約の遵守率は約 93.5%

上記の結果、対象店舗数 6,958 店中 5,724 店(82.3%)においてセルフチェックを実施、規約の遵守率は約 95.0%

2)セルフチェックの実施を促進するための方策の検討と実施

◇セルフチェック未実施店に対しては、公取協から電話によるフォロー活動の他、国内4銘柄やインポーター、各地区オートバイ組合によるフォロー活動を実施

◇「表示もれ」等が見受けられた会員店に対しては、改善した旨をFAXで報告するよう要請

上記の結果、対象店舗数941店中643店(68.3%)において改善を実施

2. 中古二輪車の品質評価(「品質評価実施店」)の定着化

1)「品質評価実施店」の拡充

◇店頭表示のセルフチェックの実施徹底や新規入会講習の実施、品質評価者更新講習受講促進の実施により、適正表示を実施している会員店を「品質評価実施店」に選定(「品質評価実施店」は、対象店6,958店中3,656店(52.5%))

◇セルフチェックや講習受講の促進により、「品質評価実施店」における適正表示の継続実施及び未選定会員店の選定を促進することで「品質評価実施店」の拡充を

図った(本年度のセルフチェック結果に基づく新規選定候補店は1,843店)

2)「品質評価実施店」の積極的な PR の実施

- ◇SNSを活用した「あなたの街の『品質評価実施店』」お店紹介動画の投稿企画」を実施、「品質評価実施店」自らが公取協のSNS上に同実施店の紹介動画を投稿して「安心のポイント」等をPR、併せて、公取協ホームページの「あなたの街の『品質評価実施店』」サイトにおいても紹介するなどPRを展開、現在、投稿数は11件
- ◇「品質評価実施店」に関するPR動画を作成し、YouTubeやSNSへの動画の配信等によりPRを実施(YouTubeでの動画視聴回数は約169万回 ※2021年4月から11月)

3)eラーニングによる品質評価者講習の実施

- ◇eラーニングによる品質評価者講習を継続して実施、2月末現在、受講者数913名(新規204名、更新709名)、更新率(2月末現在)は65.7%(前年度末79.0%)で、在籍店率(2月末現在)は75.8%(前年度末80.2%)
- ◇2021年4月から、入会時の新規講習受講を義務付けるとともに、新規講習を通年実施し、品質評価者在籍店率を向上(本年度の新規入会32社は100%受講)

3. 中古二輪車の適正な走行距離表示の周知徹底

1)二輪情報誌における走行距離表示に関する実態調査の実施

- ◇オークションにおいて「減算歴車」として落札された車両について、販売時(情報誌やWeb サイト)の表示実態に関する第4回目の調査を2021年11月から2022年2月にかけて実施
- ◇調査対象媒体は全国の情報誌及び WEB サイトの4社、調査対象台数は13,386台(情報誌グーバイクについては日本二輪車オークション協会の走行距離確認サービスを利用しているため調査対象外とした)
- ◇調査の結果、会員3社、非会員3社、合計31台において「減算歴車」を実走行距離として表示する等の不当表示が認められた(調査を継続中)
なお、今回の調査では、前回の調査から連続して不当表示が認められた事業者はなかった
- ◇調査結果を踏まえ、不当表示未然防止(再違反防止)のため、担当販社(国内4銘柄・インポーター)及び関係団体と連携した指導を実施する予定

2)走行距離の適正な表示に関する周知徹底とPRの実施

- ◇二輪情報誌における走行距離表示に関する実態調査結果を踏まえ、AFTCモーターサイクルインフォメーションにより、会員店に対して適正な走行距離の表示に関する周知活動を3月に実施する予定

◇消費者に対しては、「中古バイクの走行距離の適正な表示及び会員店は適正表示を実施している」旨の YouTube 動画の配信等により、PR を3月下旬から実施

3)二輪情報誌との連携による適正な走行距離表示の促進

◇二輪情報誌と走行距離表示の適正化のための諸課題等に関する意見交換を3月に実施する予定

4.「年式」等の表示に関する規約・規則改正(案)の策定

1)「年式」等の表示に関する規約・規則改正(案)について検討を実施

＜改正(案)の項目＞

- ① 「年式」の表示は、「初度登録(届出)年」に変更
- ② 「使用歴」として、「自家用」、「レンタルバイク」等を表示
- ③ 電動バイクの「燃費」として、「一充電走行距離」を表示

2)規約及び規則改正案の策定

◇広報・普及指導部において規約・規則改正(案)を策定、二輪車委員会及び理事会(3月開催予定)、総会(6月開催予定)に上程、承認を得た後、消費者庁及び公取委に認定・承認を申請

⇒詳細は37頁を参照

5.一層の規約定着化を図るための普及活動や指導体制に関する検討

1)今後の規約普及活動や指導体制等に関する検討

①店頭表示に関するチェックの方法、実施促進のための指導体制等について検討

◇セルフチェック未実施店と「表示もれ」があった会員店に対して、公取協及び国内4銘柄や関係団体等によるフォロー活動を実施、セルフチェック実施と表示の改善を徹底

②規約に基づく適正表示の促進、不当表示未然防止のための効果的な規約普及活動のあり方について検討

◇国内4銘柄や関係団体と前回の走行距離表示に関する実態調査結果を情報共有し、不当表示未然防止のための普及指導を実施

③関係団体、国内4銘柄等と連携した、より効果的な普及活動の検討

◇新会員専用ページを活用した規約普及活動の実施に向けた検討・準備を実施

2)会員店における環境の変化等を踏まえた規約普及指導の検討

◇会員店を取り巻く環境の変化等を踏まえ、担当販社の見直しや今後の効果的で効率的な規約普及指導の方法等について、国内4銘柄や適正表示推進委員会正副委員長及び事務取扱所長会議(オンラインで開催)において、意見聴取する等して検討

6. 会員専用ページの改修による会員店とのコミュニケーションの充実

1) 会員専用ページの改修

◇会員専用ページについて、情報の一元化や内容の充実を図るとともに、会員店の利便性を向上させるための改修を実施、3 月中に会員登録の案内を開始、4月より運用を開始する予定

<会員専用ページ新機能等>

- ①店舗毎の「品質評価者の在籍情報」や「品質評価実施店の選定状況」、「セルフチェックの実施状況・結果」等の情報をリアルタイムで確認できる
- ②「会員登録情報の確認」、「住所等の変更申請」、「品質評価者の店舗移籍申請」等がオンラインにより手続きできる
- ③「品質評価者講習の申込・受講」、「店頭表示等のセルフチェック」、「店頭展示車プライスカード作成システム」の入口を一元化、簡単な操作で利用できる
- ④「ルールに基づく表示」や「消費者トラブルへの対応」等、会員販売店に役立つ情報を確認できる
- ⑤「各種ツール、マニュアル」がのオンラインでの注文できる(決済は別途必要)
- ⑥「問い合わせフォーム」から各種質問や問合せができる
- ⑦ 新着情報お知らせ機能(新着情報が追加された際メールで連絡)」により、最新の情報を受取ることができる

2) 会員店とのコミュニケーションの充実

◇会員専用ページの改修により、メール等を活用した情報提供を充実させる他、公取協が実施している活動等について、随時、会員専用ページから情報を発信して会員店と情報共有するとともに、会員店へのアンケートや意見募集を実施するなど、コミュニケーションの充実を図る予定

7. 冠水車の不当表示未然防止活動の実施及び表示のあり方の検討

1) 冠水車に関する不当表示未然防止活動の実施

◇水害等の増加により冠水車の販売が社会問題化しつつあることを踏まえ、冠水車は中古車として消費者に販売するには適さないものであること、及び、冠水車ではない等の虚偽の表示・説明をして販売した場合はもちろん、「冠水車」であることを表示・説明しなかった場合も不当表示に該当することなど、不当表示未然防止のための普及活動を実施

2)冠水車に関する不当表示規定及び規約違反措置基準(厳罰規定)新設の検討

◇規約には、冠水車の不当表示に関する規定がないため、二輪中古車規約を改正して冠水車に関する不当表示の規定を新設

＜規約改正案のポイント＞

- ▶ 「冠水車」は中古車として消費者に販売するには適さないため、「冠水車」であるか否かの表示、必要表示事項としては定めない
- ▶ 不当表示の禁止規定に「冠水車であるにもかかわらず、虚偽の表示及びその旨を表示しないことにより、冠水車ではないかのように誤認されるおそれのある表示」を追加

※冠水したことが明らかな車両で、不具合が発生した、または、その可能性のある車両を「冠水車」として取扱う＜規約の運用＞

◇「冠水車」に関する不当表示について、走行距離の不当表示と同様、初回から「嚴重警告」や「違約金」を課すことができることを定めた規約違反措置基準(厳罰規定)を新設

⇒詳細は37頁を参照

8.カタログ等における装備品等の表示及び表示管理体制に関する再確認の実施

◇会員事業者が行った、カタログ等における装備品等に関する不当表示に対し、消費者庁が景品表示法違反(有利誤認)として措置命令を行ったことを踏まえ、メーカー及びインポーターに対し、カタログ等の表示及び表示を適正に管理するための体制について、再度確認することを要請

◇今後、再確認の結果に関するアンケート調査や打消し表示の実態把握を実施、打消し表示や表示管理体制のあり方について考え方をとりまとめる

9. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動の実施

1)消費者からの苦情・相談の受付と対応

◇消費者からの苦情・相談を受け、トラブル解決のための適切なアドバイスを行うなど、迅速かつ適切に対応(相談受付件数4,621件、内二輪車関係272件 ※2022年2月末現在)

2)消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための対応の検討

◇消費者相談事例研究会を開催し、相談事例を基にトラブルの発生原因や問題点を分析、トラブルへの適切な対応及び未然防止策等について検討

【参 考】

1. 規約違反に対する措置件数

○2022年2月末までに公取協がとった措置件数は以下のとおり

措置区分 対象区分	表示		景品		計
	新車	中古車	新車	中古車	
口頭注意	0	0	0	0	0
文書注意	0	0	0	0	0
警 告	0	0	0	0	0
嚴重警告	0	0	0	0	0
違 約 金	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 規約参加事業者数の現況

○2022年2月末現在の規約参加事業者数

5,587 社（期首 5,672 社）

○2021年4月から2022年2月までの入退会事業者数

入会等事業者数 32 社

退会等事業者数 117 社

（－85 社）

《四輪・二輪合計》

○2022年2月末現在の規約参加事業者数

19,514 社（期首 19,559社）

○2021年4月から2022年2月までの入退会事業者数

入会等事業者数 334 社

退会等事業者数 379 社

（－45 社）

Ⅱ.2021年度決算見込みの件

正味財産増減計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経 常 増 減 の 部			
1) 経 常 収 益			
(1) 受 取 会 費	(257,399,000)	(208,796,400)	(48,602,600)
① 普 通 会 員 会 費	42,921,000	34,336,800	8,584,200
② 維 持 会 員 会 費	212,150,000	172,597,200	39,552,800
③ 賛 助 会 員 会 費	2,328,000	1,862,400	465,600
(2) 受 取 入 会 金	(1,485,000)	(1,780,000)	(△ 295,000)
(3) 事 業 収 益	(14,412,000)	(15,565,690)	(△ 1,153,690)
① 資 料 頒 布 収 益	10,290,000	7,203,690	3,086,310
② 講 習 会 会 費 収 入	4,122,000	8,362,000	△ 4,240,000
(4) 雑 収 益	(143,313)	(458,224)	(△ 314,911)
(5) 違 約 金 収 益	(3,000,000)	(0)	(3,000,000)
(6) 違約金預金取崩収益	(0)	(3,000,000)	(△ 3,000,000)
(7) 調査研究事業預金取崩収益	(0)	(3,000,000)	(△ 3,000,000)
(8) 指導普及事業預金取崩収益	(0)	(3,000,000)	(△ 3,000,000)
(9) 広報PR事業預金取崩収益	(0)	(1,000,000)	(△ 1,000,000)
(10) 情報システム事業預金取崩収益	(0)	(2,000,000)	(△ 2,000,000)
(11) 退職給与引当預金取崩収益	(0)	(1,649,827)	(△ 1,649,827)
(経 常 収 益 計)	(276,439,313)	(240,250,141)	(36,189,172)

(単位；円)

勘 定 科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2) 経 常 費 用			
(1) 事 業 費	(216,179,947)	(205,953,058)	(10,226,889)
① 調 査 研 究 事 業 費	12,737,512	7,243,883	5,493,629
② 指 導 普 及 事 業 費	13,866,824	12,225,062	1,641,762
③ 独禁法等調査研究事業費	2,111,789	2,137,893	△ 26,104
④ 広 報 P R 事 業 費	19,432,773	18,846,463	586,310
⑤ 組 織 対 策 事 業 費	11,434,995	7,889,891	3,545,104
⑥ 講 習 会 開 催 事 業 費	10,680,228	12,184,901	△ 1,504,673
⑦ 情報システム関係事業費	5,118,853	5,691,795	△ 572,942
⑧ 資 料 頒 布 事 業 原 価	6,753,640	3,236,902	3,516,738
⑨ 関 係 団 体 負 担 金	3,049,000	3,049,000	0
⑩ 会 費 徴 収 事 務 費	7,608,174	7,820,594	△ 212,420
⑪ 役 員 報 酬	16,894,400	16,887,200	7,200
⑫ 確 定 拠 出 年 金 掛 金	504,000	511,200	△ 7,200
⑬ 給 料 手 当	68,596,510	70,142,855	△ 1,546,345
⑭ 法 定 福 利 費	15,179,519	15,855,066	△ 675,547
⑮ 厚 生 費	3,511,380	3,668,300	△ 156,920
⑯ 会 議 費	733,738	632,109	101,629
⑰ 賃 借 料	12,840,180	12,840,180	0
⑱ 施 設 維 持 費	602,388	624,388	△ 22,000
⑲ 通 信 運 搬 費	2,670,267	2,536,913	133,354
⑳ 光 熱 水 料 費	579,238	495,602	83,636
㉑ 消 耗 品 費	801,427	991,823	△ 190,396
㉒ 図 書 費	0	0	0
㉓ 修 繕 費	22,000	0	22,000
㉔ 交 際 費	139,111	146,562	△ 7,451
㉕ 旅 費 交 通 費	3,850	450	3,400
㉖ 雑 費	308,151	294,026	14,125

(単位；円)

勘 定 科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
(2) 管 理 費	(31,245,827)	(31,245,406)	(421)
① 役 員 報 酬	11,664,000	11,659,200	4,800
② 確 定 拠 出 年 金 掛 金	336,000	340,800	△ 4,800
③ 給 料 手 当	12,724,900	12,826,500	△ 101,600
④ 法 定 福 利 費	4,142,768	4,030,050	112,718
⑤ 厚 生 費	705,334	634,164	71,170
⑥ 会 議 費	20,653	58,120	△ 37,467
⑦ 賃 借 料	1,426,680	1,426,680	0
⑧ 施 設 維 持 費	66,912	66,912	0
⑨ 通 信 運 搬 費	20,554	59,388	△ 38,834
⑩ 光 熱 水 料 費	63,800	55,061	8,739
⑪ 消 耗 品 費	51,881	71,329	△ 19,448
⑫ 図 書 費	0	0	0
⑬ 修 繕 費	0	0	0
⑭ 交 際 費	13,367	13,162	205
⑮ 旅 費 交 通 費	1,120	4,040	△ 2,920
⑯ 雑 費	7,858	0	7,858
(3) そ の 他 の 費 用	(14,317,430)	(10,640,627)	(3,676,803)
① 違 約 金 預 金 繰 入 額	3,000,000	0	3,000,000
② 退 職 給 与 引 当 金 繰 入 額	9,709,430	7,261,800	2,447,630
③ 特 定 退 職 共 済 掛 金	1,608,000	1,729,000	△ 121,000
④ 退 職 金	0	1,649,827	△ 1,649,827
(経 常 費 用 計)	(261,743,204)	(247,839,091)	(13,904,113)
一 般 正 味 財 産 増 減 額	14,696,109	△ 7,588,950	22,285,059
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	205,968,415	213,557,365	△ 7,588,950
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	220,664,524	205,968,415	14,696,109
Ⅱ 正 味 財 産 期 末 残 高	(220,664,524)	(205,968,415)	(14,696,109)

【審議事項】

Ⅲ. 自動車業における表示に関する公正競争規約 及び同施行規則改正(案)の件

1. 中古車の販売価格(「支払総額」)の表示に関する規約・施行規則改正(案)

1)改正(案)策定の理由

◇「不当な価格表示」の常態化や「不適切な販売方法」の横行、「不適切な諸費用」の請求など、中古車販売の現状における問題点への対応として、規約及び同施行規則、並びに規約違反措置基準の改正(案)を策定

2)改正(案)のポイント

< 施行規則 >

①中古車の販売価格の表示の変更

- ▶ 中古車の販売価格は、「車両価格」に「諸費用の額」を加えた価格を「支払総額」の名称を用いて表示し、併せて、内訳として「車両価格」及び「諸費用の額」を表示するものとする

●車両価格とは

- ・店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格で、展示時点で既に装着済の装備等(ナビ、オーディオ、カスタムパーツ等)を含む価格をいう
- ・中古車の価格・品質に重要な影響を及ぼす「定期点検整備」及び「保証」を付帯して販売する場合、その費用は「車両価格」に含まれるものとする

●諸費用とは

保険料、税金、登録等に伴う費用をいう

【現 行】

販 売 価 格 の 表 示

「販売価格」を表示する場合は、次のいずれかを表示

1. 店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格
2. 上記1. の価格に保険料、税金、登録等に伴う費用等を加えた価格(支払総額)
※上記1. の価格(現金価格)を併記

【改正案】

販 売 価 格 の 表 示

- 「販売価格」を表示する場合は、「車両価格」に「諸費用」を加えた価格を「支払総額」の名称を用いて表示
- 併せて、内訳として「車両価格」及び「諸費用の額」を表示

②「定期点検整備の有無」に関する表示の変更

- ▶ 「支払総額」に整備費用が含まれるか否かを明確にするため、「定期点検整備の有無」の表示について、「整備あり(費用別途)」の表示は廃止し、「整備付き(車両価格に整備費用含む)」又は「整備なし」の表示に改める

【現 行】 「定期点検整備実施状況」(整備実施の有無)の表示

- | | |
|--------------|---|
| 1. 整備あり(済) | ・整備費用は販売価格(「車両価格」)に含めて表示 |
| 2. 整備あり(納車時) | ①整備費用が価格に含まれる場合、その旨を表示
②整備費用が価格に含まれない場合、その旨及び整備費用の額を表示 |
| 3. 整備なし | ※要整備箇所がある場合はその旨を表示 |

【改正案】 「定期点検整備実施の有無」の表示

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1. 整備付き | 整備費用は車両価格に含めて表示(納車時までには整備を実施して販売) |
| 2. 整備なし | ※要整備箇所がある場合はその旨を表示 |

- ▶ 価格・品質に重要な影響を及ぼす「定期点検整備」及び「保証」の有無は、明瞭に表示

- | |
|---------------------------------------|
| ●「定期点検整備の有無」の表示は、「支払総額」の近接した箇所等に明瞭に表示 |
| ●「保証の有無」の表示は、「支払総額」の近接した箇所等に明瞭に表示 |

⇒新旧対照表は28頁参照

< 規 約 >

■不当表示規定の見直し

- ▶ 施行規則の改正に伴い、表示された価格で実際に購入できない場合、「不当な価格表示」となることを明確化
- ※「車両価格」に含まれるべき「納車準備費用」等を諸費用として別途請求した場合も同様に取扱う

⇒新旧対照表は31頁参照

<規約違反措置基準>

■「不当な価格表示」に対する厳格化

- ▶ 表示された価格で実際に購入できない「不当な価格表示」に対する措置を、現行の「警告」から、初回から「厳重警告」の措置、併せて「違約金」を課すことができるものとする
- ※「走行距離」や「修復歴」の不当表示に対する措置と同等のものに変更

⇒詳細は37頁参照

プライスボードの表示例

- ▶販売価格として「支払総額」を表示、併せて、内訳として「車両価格」及び「諸費用」を表示
- ▶定期点検整備の有無の表示を「整備付」(整備費用込み)と「整備なし」に変更

●定期点検整備の有無

☒ 定期点検整備付 ー整備費用は車両価格に含まれます
★「点検整備記録簿」が交付されます。

☐ 定期点検整備なし
☐ 要整備箇所があります ★車両状態を表示した書面にて、部位・状態をご確認ください。

初度登録 (後部)	令和 元年 12 月	車 名 スカーレット	主な仕様区分 2000 4ドア GL 4AT
支払総額		161.9 万円	
車両価格 151.8 万円		諸費用 10.1 万円	
公取モータース			
●定期点検整備の有無		●保証の有無	
☒ 定期点検整備付 ー整備費用は車両価格に含まれます 「点検整備記録簿」が交付されます。 ☐ 定期点検整備なし ☐ 要整備箇所があります		☒ 保証付ー保証費用は車両価格に含まれます ●保証内容 ー詳しくは保証書にのせてあります。 [部分保証] ●保証期間・保証走行距離 [12 か月又は 10 km] ☐ 保証なし	
●車検有効期限		令和 4 年 12 月 12 日	
●走行距離		48 Km []	
●修 理 歴		有 ・ (無) ★有の場合、車両状態を表示した書面にて、部位及び状態をご確認ください。	
●新車時の 定期点検整備記録簿		(有) [12 か月] ・ 無	
●使 用 歴		[普通車] 営業用 レンタカー その他 []	
一般社団法人自動車公正取引協議会・会員			

広告の表示例

- ▶販売価格として「支払総額」を表示、併せて、内訳として「車両価格」及び「諸費用」を表示
- ▶「定期点検整備の有無」の表示を、「整備付」(整備費用込み)と「整備なし」に変更

※「保証の有無」、「定期点検整備の有無」を明瞭に表示

スカーレット 1.5M	
	
支払総額 104万円	
(車両価格96万円 諸費用8万円)	
■保証付(部分保証 1 年間走行無制限) ■定期点検整備付	
■初度登録2018年	■検2023年1月
■1.5万km	■修復歴なし
■リ済込	■車台番号512
※支払総額には、車両価格の他、保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に必要な全ての費用が含まれています。 ※支払総額は、3月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。 お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。	

3)規約・施行規則の改正と併せて実施する対応

■「諸費用」の適正化(不適切な「諸費用」の明確化)

◇「納車準備費用」、「納車点検費用」、「納車整備費用」等、本来、「車両価格」に含まれるべき中古車の商品化のための費用は、名称の如何を問わず、「諸費用」として不適切である(請求できない)ことの周知活動を実施

◇登録代行手数料などについては、「アワーレートにより算出した合理的な額」である必要があることの周知活動を実施

4)「支払総額」の表示への円滑な移行を図るための対応

①変更が必要な項目・内容について、会員事業者に対する事前周知・情報提供を実施

<改正規約・同施行規則の施行までに必要と考えられる対応>

- ▶ プライスボード(カード)、同作成システムの変更
- ▶ Web サイトや新聞・チラシ広告等の表示内容の変更
- ▶ 中古車情報誌・同Webサイトの表示内容変更への対応
- ▶ 注文書、同作成システムの変更
- ▶ 「諸費用」等に関する適切な対応(問題がある場合は見直し、適正化)

②「支払総額」の表示に対応するためのツールの提供等、会員事業者の移行を支援するための活動を実施

<会員事業者の移行を支援するための活動>

- ▶ 広告、展示車等における「支払総額」の具体的な表示例、「支払総額」の表示に関する FAQ 等を作成、メールやホームページ等を通じ情報提供を実施
- ▶ 会員事業者が「支払総額」の表示に速やかに移行するためのツール(「プライスカード作成システム」)の作成と提供
- ▶ 「支払総額」の表示実施に関する消費者向けの「店頭PRポスター」の作成と配布や中古車情報サイトを通じた周知活動等、消費者向け PR 活動を実施

③会員店は「支払総額」の表示で安心である旨等、中古車情報誌等と連携した消費者に対する周知・啓発活動を実施

<消費者に対して周知PRする内容>

- ▶ 「中古車の価格表示が『支払総額』に変わる」旨
- ▶ 「中古車購入時は、『支払総額』で比較検討することが重要である」旨
- ▶ 「公取協会員店は、『支払総額』を表示する安心の販売店である」旨
- ▶ 「『保証』や『整備』の購入強制には応じる必要はない(不当表示となる)」旨
- ▶ 「『納車準備費用』等、本来、車両価格に含まれるべき費用は支払う必要がない」旨等、諸費用の考え方

④改正内容について、非会員を含め業界全体に浸透させるため、中古車情報誌賛助会員及び媒体・広告関係事業者に対して協力を要請

<中古車情報誌賛助会員等に対して協力を要請する内容>

- ▶ 各社の広告掲載基準を改正規約・同施行規則に合わせて変更(「支払総額」及び内訳として「車両価格」及び「諸費用の額」を表示)すること

- ▶ 「定期点検整備の有無」の表示を「整備付き(整備費用は車両価格に含む)」または「整備なし」とし、「整備別」の表示を廃止すること
- ▶ 「保証付き」と表示した場合の「保証期間・保証走行距離」を明確に表示すること
- ▶ 表示価格(「支払総額」及び「車両価格」)で実際に購入できない場合、「不当な価格表示」となることについて、掲載事業者に対して広く周知すること
- ▶ 「諸費用の考え方」について掲載事業者に対し周知・啓発するとともに、誌面やサイト等において消費者への周知・啓発すること

5)今後のスケジュール等(予定)

①規約・施行規則改正(案)の承認、消費者庁・公取委への認定・承認申請

◇現在、中央団体への意見聴取を実施中

◇理事会(3月開催予定)、総会(6月開催予定)に上程、承認を得た後、消費者庁及び公取委に認定を申請

②改正規約・同施行規則の施行時期

◇会員事業者及び中古車情報誌賛助会員等の関係事業者においては、プライスボードの変更、システム改修等に伴う予算の確保・改修作業等に時間を要すること等を踏まえ、規約・同施行規則改正案について認定・承認(来年3月頃の予定)を得た後、施行までに約半年間程度の移行期間を設ける予定

◇施行までのスケジュール(予定)

<u>2022年6月</u>	<u>定時総会における改正(案)の承認</u>
	└ (事前周知・移行準備期間)
<u>2023年3月</u>	<u>消費者庁・公正取引委員会 認定・承認</u>
	└ (周知・移行準備期間)
<u>2023年10月1日</u>	<u>改正規約・同施行規則 施行</u>

2.「冠水車」の表示に関する規約改正(案)

1)改正(案)策定の理由

- ◇「冠水車」に関する虚偽の表示や「冠水車」であることの不表示が、不当表示となることを明確にするため、規約及び規約違反措置基準の改正(案)を策定

2)改正(案)のポイント

- ◇不当表示の禁止規定に「冠水車であるにもかかわらず、虚偽の表示及びその旨を表示しないことにより、冠水車ではないかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示」を追加

⇒新旧対照表は31頁参照

- ◇不当表示規定に対応した規約違反措置基準(厳罰規定)を新設(初回から「嚴重警告」、悪質なものは「違約金」を課することができる)

※故意による「冠水車」販売(知りながら仕入れ、だまして販売)の抑止力として厳罰規定を設けるもので、過失によるものに厳罰を課するという趣旨ではない

⇒詳細は37頁参照

3)今後のスケジュール等

①規約改正(案)の認定申請

- ◇理事会(3月開催予定)、総会(6月開催予定)に上程、承認を得た後、消費者庁及び公取委に認定を申請

②規約改正(案)に関する周知活動の実施

- ◇会員事業者に対し、規約改正案に関する周知活動を実施

③改正規約の施行時期

- ◇規約改正案について認定を得た後、速やかに施行

《四輪車関係》

■中古車に関する施行規則改正(案)【新旧対照表】

改 正 案	現 行 規 則
第1条～第5条（略） 第6条 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定により「販売価格」を表示する場合には、<u>次の各号に定める車両価格に諸費用を加えた額</u>を表示するものとする。 (1) <u>車両価格とは</u>、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格をいう。 (2) <u>諸費用とは</u>、保険料、税金、登録等に伴う費用をいう。 2 <u>前項に定める</u>価格は、「支払総額」の名称で表示するものとする。 3 価格の説明 (1) <u>(削除)</u> (1) <u>第1項に定める</u>価格を表示する場合は、<u>車両価格及び諸費用</u>を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録等に伴う費用が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示するものとする。 (2) 次のいずれかの場合に該当するときは、前号に定める表示を省略することができるものとする。 ① 電波媒体による場合 ② 新聞の突き出し広告等、スペースの関係で表示が困難な場合 4～8 （略） 第7条～第10条（略） 第11条 規約第11条第1項第8号及び第2項並びに第3項の「保証の有無」の表示は、「保証付き」又は「保証なし」と、<u>規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定に基づく「販売価格」に近接した箇所等に明瞭に</u>表示し、それぞれ当該各号に定める条件に該当するものをいうものとする。 (1) 「保証付き」 ① 「保証付き」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の<u>車両価格</u>に含まれ、保証書が付いているものをいう。 ②～⑥ （略）	第1条～第5条（略） 第6条 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定により「販売価格」を表示する場合には、次のいずれかの方法により、表示するものとする。 (1) 店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格 (2) 前号に定める価格に保険料、税金、登録等に伴う費用等を加えた価格 2 前項第2号に定める価格を表示する場合は、「支払総額」の名称で表示するものとする。 3 価格の説明 (1) 第1項第1号に定める価格を表示する場合は、価格には、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を表示するものとする。 (2) 第1項第2号に定める価格を表示する場合は、同項第1号に定める価格を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示するものとする。 (3) 次のいずれかの場合に該当するときは、前号に定める表示を省略することができるものとする。 ① 電波媒体による場合 ② 新聞の突き出し広告等、スペースの関係で表示が困難な場合 4～8 （略） 第7条～第10条（略） 第11条 規約第11条第1項第8号及び第2項並びに第3項の「保証の有無」の表示は、「保証つき」又は「保証なし」と表示し、それぞれ当該各号に定める条件に該当するものをいうものとする。 (1) 「保証つき」 ① 「保証つき」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の現金価格に含まれ、保証書が付いているものをいう。 ②～⑥ （略）

改 正 案	現 行 規 則
(2)「保証なし」 ① 「保証なし」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の<u>車両</u>価格に含まれていないものをいう。 ② (略) 第12条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の「定期点検整備実施の有無」の表示は、次の各号に定めるところにより、<u>規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定に基づく「販売価格」に近接した箇所等に明瞭に</u>表示するものとする。 (1) 販売業者が、<u>車両引渡し時までの間に</u>定期点検整備を実施して販売する場合には、<u>「定期点検整備付き」と表示するものとする。</u> ① <u>規約第11条第3項の表示においては、「整備実施時期」を付記するものとする。</u> ② 購入者には点検整備記録簿等の交付がある旨を付記する(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)とともに購入者に点検整備記録簿等を交付するものとする。 ③ 販売業者は、点検整備記録簿等の写しを自家用乗用車については作成の日から2年間、自家用乗用車以外については作成の日から1年間保存するものとする。 ② (削除) (2) 前号に掲げる以外の中古自動車について、販売業者が販売する場合には、「定期点検整備なし」と表示するものとし、要整備箇所がある場合には、その旨を表示するものとする。	(2)「保証なし」 ① 「保証なし」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の現金価格に含まれていないものをいう。 ② (略) 第12条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の「定期点検整備実施状況」の表示は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。 (1) 販売業者が、定期点検整備を実施して販売する場合には、次の2つに区分し、表示するものとし、それぞれに定めるところによる。 ① 「定期点検整備あり(「済」)」 ア 販売業者が、販売(展示)時まで定期点検整備を実施して販売するものをいう。 イ 規約第11条第3項の表示においては、「整備実施時期」を付記するものとする。 ウ 購入者には点検整備記録簿等の交付がある旨を付記する(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)とともに購入者に点検整備記録簿等を交付するものとする。 エ 販売業者は、点検整備記録簿等の写しを自家用乗用車については作成の日から2年間、自家用乗用車以外については作成の日から1年間保存するものとする。 ② 「定期点検整備あり(「納車時」)」 ア 販売業者が、販売時以降、車両引渡し時までの間に定期点検整備を実施して販売するものをいう。 イ 購入者には点検整備記録簿等の交付がある旨を付記する(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)とともに購入者に点検整備記録簿等を交付するものとする。 ウ 販売業者は、点検整備記録簿等の写しを自家用乗用車については作成の日から2年間、自家用乗用車以外については作成の日から1年間保存するものとする。 (2) 前号に掲げる以外の中古自動車について、販売業者が販売する場合には、「定期点検整備なし」と表示するものとし、要整備箇所がある場合には、その旨を表示するものとする。

改 正 案	現 行 規 則
第13条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備<u>付き</u>」と表示する場合は、第6条第1項第1号の「<u>車両</u>価格」に整備に要する費用を含めて表示するものとする。 <u>2 (削除)</u> 第14条～第20条 (略)	第13条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備あり（「済」）」と表示する場合は、第6条第1項第1号の「現金価格」に整備に要する費用を含めて表示するものとする。 2 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備あり（「納車時」）」と表示する場合は、次に掲げる事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。 (1) 第6条第1項第1号の「現金価格」に整備に要する費用を含めて表示する場合 当該整備に要する費用が含まれている旨 (2) 第6条第1項第1号の「現金価格」に整備に要する費用を含めないで表示する場合 ① 当該整備に要する費用が含まれていない旨 ② 当該整備の費用の額 第14条～第20条 (略)

■自動車業における表示に関する公正競争規約改正(案)【新旧対照表】

変 更 案	現 行 規 約
第1条～第13条（略） （不当表示の禁止） 第14条(1)～(6)（略） <u>(7) 冠水車であるにもかかわらず、その旨を表示しないこと等により、冠水車でないかのように誤認されるおそれのある表示</u> (8)（略） (9) <u>表示された価格</u>では実際に購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認されるおそれのある表示 <u>(10)～(12)</u>（略） (13) <u>車両価格</u>に整備費用が含まれていないにもかかわらず、含まれているかのように誤認されるおそれのある表示 <u>(14)～(16)</u>（略） 第15条～第19条（略） （違反に対する措置） 第20条 1項～2項（略） 3 公正取引協議会は、規約第14条第5号から第7号及び第9号の規定に該当する行為を行った事業者に対し、第1項の警告に併せて、又は警告に代えて100万円以下の違約金を課することができる。 4項～6項（略） 第21条（略）	第1条～第13条（略） （不当表示の禁止） 第14条(1)～(6)（略） — 新 設 — (7)（略） (8) 表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認されるおそれのある表示 (9)～(11)（略） (12) 販売価格に整備費用が含まれていないにもかかわらず、含まれているかのように誤認されるおそれのある表示 (13)～(15)（略） 第15条～第19条（略） （違反に対する措置） 第20条 1項～2項（略） 3 公正取引協議会は、規約第14条第5号及び第6号の規定に該当する行為を行った事業者に対し、第1項の警告に併せて、又は警告に代えて100万円以下の違約金を課することができる。 4項～6項（略） 第21条（略）

IV. 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約 及び同施行規則改正(案)

1. 電動バイクの「燃費」の表示に関する施行規則改正(案)

1)改正(案)策定の理由

◇電動バイクの「燃費」については、「一充電走行距離」を表示することを明確化

2)改正(案)のポイント

< 施 行 規 則 >

- ▶ 電動バイクの「燃費」については、「一充電走行距離(キロメートル)」を表示

⇒新旧対照表は36頁参照

2. 「年式」の表示に関する規約・施行規則改正(案)

1)改正(案)策定の理由

◇「年式＝初度登録(届出)年」であることが正しく理解されていないケースや、「年式＝モデルイヤー」であると誤解されているケースがあることから、規定を明確化

2)改正(案)のポイント

< 規 約 > < 施 行 規 則 >

- ▶ 「年式(原付自転車を除く。)」を「初度登録(届出)年」に変更

⇒新旧対照表は34、35頁参照

3. 「使用歴」の表示に関する規約・施行規則改正(案)

1)改正(案)策定の理由

◇消費者トラブル未然防止のため、「自家用」、「レンタバイク」等の「使用歴」の表示を必要表示事項に追加

2)改正(案)のポイント

< 規 約 > < 施 行 規 則 >

- ▶ 「使用歴」として、「自家用」、「レンタバイク」等の表示を追加
(広告においては、「自家用」の表示は省略可)

⇒新旧対照表は34、35頁参照

4. 「冠水車」の表示に関する規約改正(案)

1)改正(案)策定の理由

◇「冠水車」に関する虚偽の表示や「冠水車」であることの不表示が、不当表示となることを明確にするため、規約及び規約違反措置基準の改正(案)を策定

2)改正(案)のポイント

◇不当表示の禁止規定に「冠水車であるにもかかわらず、虚偽の表示及びその旨を表示しないことにより、冠水車ではないかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示」を追加

⇒新旧対照表は34頁参照

◇不当表示規定に対応した規約違反措置基準(厳罰規定)を新設(初回から「厳重警告」、「違約金」を課することができる)

※故意による「冠水車」販売(知りながら仕入れ、だまして販売)の抑止力として厳罰規定を設けるもので、過失によるものに厳罰を課するという趣旨ではない

⇒詳細は34頁参照

5. 今後のスケジュール等

1)規約・規則施行改正(案)の認定・承認申請

◇二輪車委員会、理事会(3月開催予定)、総会(6月開催予定)に上程、承認を得た後、消費者庁及び公取委に認定・承認を申請

2)規約・施行規則改正(案)等に関する周知活動の実施

◇会員事業者に対し、規約・規則改正案に関する周知活動を実施

3)中古車情報誌賛助会員や新聞社等媒体社・広告関係事業者への協力要請

◇中古車情報誌賛助会員や新聞社等媒体社・広告関係事業者に、改正規約・施行規則への対応に関する協力を要請

4)改正規約・施行規則の施行時期

◇改正案について消費者庁・公正取引委員会から認定・承認後、速やかに施行(2023年3月認定・承認、4月施行予定)

《二輪車関係》

■二輪自動車業における表示に関する公正競争規約改正(案)【新旧対照表】

変 更 案	現 行 規 約
第1条～第11条(略) (必要な表示事項) 第12条(1)(略) (2) <u>初度登録(届出)年</u> (3)～(5)(略) <u>(6) 自家用、営業用、レンタルバイク、その他の別</u> <u>(7)～(11)</u>(略) 2項～3項(略) 第13条～第16条(略) 第17条(1)～(4)(略) <u>(5) 冠水車であるにもかかわらず、その旨を表示しないこと等により、冠水車でないかのように誤認されるおそれのある表示</u> <u>(6)～(8)</u>(略) (9) 第1号から第8号までに掲げるもののほか、中古車の品質、規格、性能その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 第18条～第23条(略) (違反に対する措置) 第24条 公正取引協議会は、第3条から第20条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告し、また、第17条第3号<u>及び第5号</u>の規定に違反する行為を行った事業者に対し、50万円以下の違約金を課することができる。 2項～3項(略) 第25条～第26条(略)	第1条～第11条(略) (必要な表示事項) 第12条(1)(略) (2) 年式(原付自転車を除く。) (3)～(5)(略) —新 設— (6)～(10)(略) 2項～3項(略) 第13条～第16条(略) 第17条(1)～(4)(略) —新 設— (5)～(7)(略) (8) 第1号から第7号までに掲げるもののほか、中古車の品質、規格、性能その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示 (違反に対する措置) 第24条 公正取引協議会は、第3条から第20条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告し、また、第17条第3号の規定に違反する行為を行った事業者に対し、50万円以下の違約金を課することができる。 2項～3項(略) 第25条～第26条(略)

■中古車に関する施行規則改正(案)【新旧対照表】

改 正 案	現 行 規 則
第 1 条 (略) 第 2 条 規約第 12 条第 1 項第 2 号の「<u>初度登録(届出)年</u>」(同条第 2 項及び第 3 項の規定により表示する場合を含む。)は、最初に車両番号の指定を受けた年を表示するものとする。ただし、年式が不明の場合には、その旨を表示するものとする。 第 3 条 (略) <u>第 4 条 規約第 12 条第 2 項及び第 3 項による同条第 1 項第 6 号の「自家用」の表示については、これを省略することができるものとする。</u> <u>2 規約第 12 条第 1 項第 6 号及び第 2 項並びに第 3 項の「営業用」とは道路運送法第 2 条に規定する自動車運送事業の用に供した二輪自動車をいう。</u> <u>3 規約第 12 条第 1 項第 6 号及び第 2 項並びに第 3 項の「その他」とは、自動車教習所等において使用した二輪自動車をいい、これを表示する場合には、その区分を明記するものとする。</u> <u>第 5 条～第 21 条</u> (略)	第 1 条 (略) 第 2 条 規約第 12 条第 1 項第 2 号の「年式」(同条第 2 項及び第 3 項の規定により表示する場合を含む。)は、最初に車両番号の指定を受けた年を表示するものとする。ただし、年式が不明の場合には、その旨を表示するものとする。 第 3 条 (略) — 新 設 — 第 4 条～第 20 条 (略)

■新車に関する施行規則改正(案)【新旧対照表】

改 正 案	現 行 規 則
第1条～第16条（略） 第17条 <u>規約第7条第4号の「燃料消費率」とは、ガソリン等の燃料を使用する二輪自動車の場合は、燃料1リットル当たりの走行距離をいい、電動の二輪自動車の場合は、一充電走行距離及び交流電力量消費率をいう。</u> <u>2</u> 規約第7条第4号の数値は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3第1項の規定による型式の認定を受けた新車にあっては、次のいずれかの数値。ただし、平成24年10月1日前に型式の指定又は認定を受けた新車<u>及び型式の指定又は認定を受けた電動の二輪自動車にあっては</u>、その申請書類に燃料消費率として記載した数値 ア その申請書類に燃料消費率として記載した数値及びその申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値 イ その申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値 (2) 第1号に規定する新車以外の新車にあっては、製造業者が適正な方法により実施した測定によって得られた数値 第18条～第20条（略）	第1条～第16条（略） 第17条 規約第7条第4号の数値は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3第1項の規定による型式の認定を受けた新車にあっては、次のいずれかの数値。ただし、平成24年10月1日前に型式の指定又は認定を受けた新車にあっては、その申請書類に燃料消費率として記載した数値 ア その申請書類に燃料消費率として記載した数値及びその申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値 イ その申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値 (2) 第1号に規定する新車以外の新車にあっては、製造業者が適正な方法により実施した測定によって得られた数値 第18条～第20条（略）

V. 規約違反措置基準(四輪・二輪)改正(案)の件

1. 自動車公正競争規約違反措置基準の改正(案)について

1) 「不当な価格表示」に対する規約違反措置基準の見直し(措置の厳格化)

◇「不当な価格表示」の常態化や「不適切な販売方法」の横行、「不適切な諸費用」の請求など、中古車販売の現状における問題点への対応として、中古車の販売価格の表示は、「車両価格」に「諸費用の額」を加えた価格を「支払総額」の名称を用いて表示し、併せて、内訳として「車両価格」及び「諸費用の額」を表示するものとする等、中古車の規約及び同施行規則改正(案)を策定

◇施行規則の改正に伴い、表示された価格で実際に購入できない場合、「不当な価格表示」となることを明確にするため、不当表示規定を見直し、規約改正(案)を策定

■規約及び同施行規則改正に伴い、規約違反措置基準を見直し、表示された価格で実際に購入できない「不当な価格表示」に対する措置を、現行の「警告」から、初回から「嚴重警告」、悪質なものは併せて「違約金」を課すことができるよう厳格化(「走行距離」や「修復歴」の不当表示に対する措置と同等のものに変更)

⇒詳細は39頁参照

2) 「冠水車に関する不当表示」に対する規約違反措置基準の新設(厳罰規定の新設)

◇「冠水車」に関する虚偽の表示や「冠水車」であることの不表示が、不当表示となることを明確にするため、不当表示規定を新設する規約改正(案)を策定

<「冠水車」に関する不当表示規定(案)>

- ▶ 「冠水車」は中古車として消費者に販売するには適さないため、「冠水車」であるか否かの表示は、必要表示事項としては定めない
- ▶ 不当表示の禁止規定に「冠水車であるにもかかわらず、虚偽の表示及びその旨を表示しないことにより、冠水車ではないかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示」を追加

※オークションや日査協において「冠水車」と判断された車両、冠水を原因とする不具合が発生した車両等を「冠水車」として取り扱う<規約の運用>

■「冠水車」に関する不当表示規定の新設に伴い、初回から「嚴重警告」、悪質なものは併せて「違約金」を課すことができる規約違反措置基準(厳罰規定)を新設(「走行距離」や「修復歴」の不当表示に対する措置と同等のものとする)

※故意による「冠水車」販売(知りながら仕入れ、だまして販売)の抑止力として厳罰規定を設けるもので、過失によるものに厳罰を課するという趣旨ではない

⇒詳細は39頁参照

2. 二輪自動車公正競争規約違反措置基準の改正(案)について

1) 「冠水車に関する不当表示」に対する規約違反措置基準の新設(厳罰規定の新設)

◇「冠水車」に関する虚偽の表示や「冠水車」であることの不表示が、不当表示となることを明確にするため、不当表示規定を新設する規約改正(案)を策定

<「冠水車」に関する不当表示規定(案)>

- ▶ 「冠水車」は中古車として消費者に販売するには適さないため、「冠水車」であるか否かの表示は、必要表示事項としては定めない
- ▶ 不当表示の禁止規定に「冠水車であるにもかかわらず、虚偽の表示及びその旨を表示しないことにより、冠水車ではないかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示」を追加

※冠水したことが明らかな車両で、不具合が発生した、または、その可能性のある車両を「冠水車」として取り扱う<規約の運用>

■「冠水車」に関する不当表示規定の新設に伴い、初回から「厳重警告」、悪質なものは併せて「違約金」を課すことができる規約違反措置基準(厳罰規定)を新設(「走行距離」の不当表示に対する措置と同等のものとする)

⇒詳細は42頁参照

2) 「使用歴」の表示に関する規約・施行規則改正に伴う、規約違反措置基準の新設

◇消費者トラブル未然防止のため、中古バイクの「使用歴(自家用、レンタバイク等)」に関する表示を、必要表示事項として新設する規約改正(案)を策定

■必要表示事項の新設に伴い、既存の関連規約・規則違反に対する措置と同等の規約違反措置基準を新設

⇒詳細は41頁参照

《四輪車関係》

■規約違反措置基準改正(案)

違 反 類 型	措 置	注 意		警 告		違約金 (最高額)	
		口頭	文書	警告	厳重	初 回	2 回目
8. 規約第 14 条 (不当表示の禁止) ① 1 号 (展示車、広告の表示事項又は特定の車両状態の表示) の違反 ② 2 号 (車名、年製又は仕様の表示) の違反 ③ 3 号 (中古車でないかのような表示) の違反 ④ 4 号 (価格が実際より安いという印象を与える表示) の違反				○ ○ ○ ○	◎ ◎ ◎ ◎	50 万円	100 万円
⑤ 5 号 (走行距離数についての表示) の違反 ⑥ 6 号 (修復歴についての表示) の違反					○ ○	100 万円	500 万円
【追加】 ⑦ 7 号 (冠水歴についての表示) の違反					○	100 万円	500 万円
⑧ 8 号 (品質、性能及び整備状況についての表示) の違反				○	◎	50 万円	100 万円
【変更】 ⑨ 9 号 (表示された価格で購入できるかのような表示) の違反				○	◎ ↓ ○	50 万円 ↓ 100 万円	100 万円 ↓ 500 万円
⑩10 号 (割賦販売についての表示) の違反 ⑪11 号 (個人リースについての表示) の違反 ⑫12 号 (サブスクについての表示) の違反 ⑬13 号 (整備費用についての表示) の違反 ⑭14 号 (アフターサービス、保証条件等の表示) の違反 ⑮15 号 (中傷し又はひぼうするような表示) の違反 ⑯16 号 (その他中古車の内容、取引条件についての表示) の違反				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	50 万円	100 万円

<措置基準>

1) 注意及び警告並びに違約金の措置は、別表（措置基準一覧表）に基づき、行うものとする。

- ① 1回目の違反の場合は、○の項を、2回目の違反の場合は、◎の項を、3回目の違反の場合は、●の項を適用する。

この場合において、2回目又は3回目とは、前の違反行為から3年以内に同様の違反行為を行ったものをいう。

- ② 違約金欄の初回とは、当該違反行為について初めて（前の違反行為賦課から10年以上経過した場合も含む。）違約金を課されるものをいい、2回目とは、違約金を課された後3年以内に同様の違反行為を行い、違約金を課されるものをいう。

ただし、規約第14条第5号 から第7号及び第9条については、2回目とは、違約金を課された後10年以内に同様の違反行為を行い、違約金を課されるものをいう。

<措置の告知>

以下の措置については、告知する。

- ① 中古車の走行距離、修復歴、冠水歴に関する不当表示及び価格に関する不当表示（表示された価格で購入できるかのように誤認させる表示）並びに新車及び中古車のおとり広告に関する厳重警告のうち、行為が特に悪質なもの
- ② 違約金
- ③ 除名処分

《二輪車関係》

■規約違反措置基準改正(案)

違 反 類 型	措 置	注 意		警 告		違 約 金	
		口頭	文書	警告	厳重	初 回	2 回目
〈中古車関係〉							
1. 規約第12条第1項（展示車における表示）							
① 1号（車名及び主な仕様区分）の一部不表示	○			◎	●		
② 1号の不表示			○	◎	●		
③ 2号（初度登録年）の不表示			○	◎	●		
④ 3号（製造国名）の不表示			○	◎	●		
⑤ 4号（販売価格）の一部不表示			○	◎	●		
⑥ 4号の不表示				○	◎		
⑦ 5号（走行距離数）の不表示				○	◎		
【追加】							
⑧ 6号（自家用、営業用等の区分）の不表示			○	◎	●		
⑨ 7号（自動車検査証等の有効期限）の不表示			○	◎	●		
⑩ 8号（保証の有無）の一部不表示			○	◎	●		
⑪ 8号の不表示				○	◎		
⑫ 9号（定期点検整備実施状況）の一部不表示			○	◎	●		
⑬ 9号の不表示				○	◎	4万円	
⑭ 10号（フレームの修復歴がある場合の「有」）の不表示				○	◎		
⑮ 10号（フレームの修復歴がない場合の「無」）の不表示			○				
⑯ 11号（車両の品質）の不表示				○	◎		
⑰ 全号の不表示				○	◎		
2. 規約第12条第2項（広告に価格を表示する場合）							
① 1号（車名及び主な仕様区分）の一部不表示	○			◎	●		
② 1号の不表示			○	◎	●		
③ 2号（初度登録年）の不表示			○	◎	●		
④ 3号（製造国名）の不表示			○	◎	●		
⑤ 5号（走行距離数）の不表示				○	◎		
【追加】							
⑥ 6号（自家用、営業用等の区分）の不表示			○	◎	●		
⑦ 7号（自動車検査証等の有効期限）の不表示			○	◎	●		
⑧ 8号（保証の有無）の一部不表示			○	◎	●		
⑨ 8号の不表示				○	◎		
⑩ 9号（定期点検整備実施状況）の不表示			○	◎	●		
⑪ 9号の不表示				○	◎		
⑫ 10号（フレームの修復歴がある場合の「有」）の不表示				○	◎	10万円	
⑬ 10号（フレームの修復歴がない場合の「無」）の不表示			○				
⑭ 11号（車両の品質）の不表示				○	◎		
⑮ 車台番号の不表示			○	◎	●		
⑯ 全号の不表示				○	◎		
3. 規約第12条第3項（通信販売の表示）							
① 1号（車名及び主な仕様区分）の一部不表示				◎	●		
② 1号の不表示			○	◎	●		
③ 2号（初度登録年）の不表示			○	◎	●		
④ 3号（製造国名）の不表示			○	◎	●		
⑤ 4号（販売価格）の一部不表示			○	◎	●		
⑥ 4号の不表示				○	◎		

違反類型	措置	注意		警告		違約金	
		口頭	文書	警告	厳重	初回	2回目
⑦ 5号（走行距離数）の不表示				○	◎		
【追加】							
⑧ 6号（自家用、営業用等の区分）の不表示			○	◎	●		
⑨ 7号（自動車検査証等の有効期限）の不表示			○	◎	●		
⑩ 8号（保証の有無）の一部不表示			○	◎	●		
⑪ 8号の不表示				○	◎		
⑫ 9号（定期点検整備実施状況）の一部不表示			○	◎	●		
⑬ 9号の不表示				○	◎		
⑭ 10号（修復歴がある場合の「有」）の不表示				○	◎		
⑮ 10号（修復歴がない場合の「無」）の不表示			○				
⑯ 11号（車両の品質）の不表示				○	◎		
⑰ 車台番号の不表示			○	◎	●		
⑱ 通信販売の必要表示事項の一部不表示			○	◎	●		
⑲ 通信販売の必要表示事項の不表示				○	◎		
⑳ 全号の不表示				○	◎		
14. 規約第17条（中古車の内容に関する不当表示の禁止）							
① 1号（第12条から第16条までに規定する事項についての表示）の違反				○	◎		
② 2号（中古車でないかのような表示）の違反				○	◎		
③ 3号（走行距離数についての表示）の違反					○	20万円	
④ 4号（フレームの修復歴についての表示）の違反				○	◎		
【追加】							
⑤ 5号（冠水歴についての表示）の違反					○		
⑥ 6号（整備状況についての表示）の違反				○	◎	50万円	
⑦ 7号（カスタマイズの内容についての表示）の違反				○	◎		
⑧ 8号（中傷し又はひぼうするような表示）の違反				○	◎		
⑨ 9号（品質、規格、性能その他の内容についての表示）の違反				○	◎		

＜措置基準＞

(1) 注意及び警告の措置は、別表「措置基準一覧表」に基づき、次のとおりとする。

ア 1回目の違反の場合は○の項を、2回目の違反の場合は◎の項を、3回目の違反の場合は●の項を適用する。

イ 規約第17条第3号の規定に該当する違反行為と同時に、第12条第1項、同条第2項、同条第3項、第15条第1項又は同条第2項の走行距離の規定に違反する行為を行った場合は、これらの違反行為に対しても嚴重警告の措置を採る。

(2) 違約金の措置は次のとおりとする。

ア 嚴重警告を受けた会員が類似する行為を再び行った場合は違約金を課すものとし、違約金の額は別表「措置基準一覧表」のとおりとする。

イ 規約第17条第3号及び第5号の規定に該当する違反行為を行った場合は、嚴重警告と同時に初回の違約金を課することができる。

ウ 2回目の違約金を課したにもかかわらず、さらに同一類型の違反行為を行った場合は、除名処分の手続きを採り、公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求める。

エ 違反行為に対する措置（警告以上）を採った後、3年以上経過して同一類型の違反行為を行った場合は、再度、同一の措置を採るものとする。

ただし、規約第17条第3号及び第5号の規定に違反する行為についてはこの限りではない。

＜措置の告知＞

次の措置を採った場合には、公取協ニュース等において告知する。

(1) 中古車の走行距離及び冠水歴の不当表示に関する嚴重警告のうち、特に悪質なものを

(2) 違約金

(3) 除名処分

VI.2022年度事業計画書(案)の件

基 本 方 針

1. 公正競争規約に基づく適正な表示の徹底により、公正な競争の促進及び一般消費者の信頼確保・向上を図る
2. 公正競争規約及び会員店で購入するメリットを一般消費者に積極的にPRし、その認知を高める

重 点 事 業

《四輪車関係》

1. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動の実施
2. 中古車の販売価格(「支払総額」)の表示に関する規約・規則の改正及び普及活動の実施
3. 修復歴や不当な価格表示等の不当表示の未然防止及び厳正な対処
4. カタログ等における装備品等の表示及び打消し表示のあり方等に関する周知活動の実施

《二輪車関係》

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進
2. 中古二輪車の品質評価(「品質評価実施店」)の定着化
3. 中古二輪車の適正な走行距離表示の周知徹底

《四輪車関係》

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

1) 規約遵守状況調査の実施

① 各地区及び公取協事務局による店頭表示に関する規約遵守状況調査の実施

◇ 各地区公取協事務取扱所(4団体支部・支所等)及び公取協事務局による新車及び中古車の店頭表示に関する規約遵守状況調査を実施

② 公取協事務局による広告表示に関する規約遵守状況調査の実施

◇ 新聞・チラシ広告の表示について、公取協事務局による規約遵守状況調査を実施

2) 広告表示の適正化のための普及活動の実施

① 広告表示等に関する事前相談への積極的な対応及び情報提供の実施

◇ 広告制作に関する事前相談に積極的に対応、相談事例や問題点について、ホームページや「AFTC INFORMATION」によりリアルタイムな情報提供を実施

② 広告関係団体や広告関係事業者等との連携による適正化の促進

◇ JAROや新聞協会、広告関係事業者との情報共有等を通じ、連携を強化

◇ 中古車情報誌賛助会員をメンバーとする中古車広告表示研究会を開催、表示適正化のための課題について意見交換や適正化のための協力要請を実施

3) 関係団体との連携による規約普及活動の推進

◇ 店頭表示や広告表示について、関係団体と連携した規約普及活動を実施

◇ 各地区規約担当者を対象とした研修の充実など、各地区における規約普及指導体制の充実を図る

2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動の実施

1) 会員事業者(「表示管理者」)等を対象とした研修会の開催

① オンラインを活用した規約等に関する研修会の開催

◇ 会員事業者の「表示管理者」及び広告関係事業者等を対象とした、規約や広告宣伝に関する研修会(「基礎研修」及び「レベルアップ研修」)を開催

② ブロックや地区単位、事業者単位の規約等に関する研修会の開催

◇ 地区や会員事業者の要望に基づき、担当部門やスキル等に応じた研修会を開催

2) 広告関係事業者(「広告表示管理者」)を対象とした研修会の開催

① オンラインを活用した規約等に関する研修会の開催

② 地区単位、事業者単位の規約等に関する研修会の開催

◇ 会員事業者と同様に、広告関係事業者(「広告表示管理者」)を対象とした研修会(「基礎研修」及び「レベルアップ研修」)を開催、受講者には、会員事業者が安心して広告作成を依頼できる目安として、「広告表示管理者研修 受講証」を発行

3) 「表示管理者」を通じた規約普及活動の推進と表示管理体制充実の促進

◇ 「表示管理者」による表示等のチェックや規約に基づく適正な表示の周知等、各社における規約の普及活動を推進するなど、表示管理体制の充実を促進

4) 表示管理体制に関するセルフチェックの実施

◇ 表示管理者の選任の有無をはじめとした、会員事業者の表示等管理体制を点検するためのセルフチェックを、定期的に(年1回)実施

3. 中古車の販売価格(「支払総額」)の表示に関する規約・規則の改正及び普及活動の実施

1) 規約・規則改正(案)の認定・承認申請と普及活動の実施

◇ 規約・規則改正(案)を総会(6月開催予定)に上程、承認を得た後、消費者庁及び公取委に認定・承認を申請

<改正(案)のポイント>

- ▶ 中古車の販売価格として「支払総額」の表示を義務付け、併せて「車両価格」及び「諸費用の額」を内訳として表示すること
- ▶ 「定期点検整備実施の有無」の表示について、「整備あり(費用別途)」の表示は廃止し、「整備付き(価格に込み)」又は「整備なし」の表示に改めること
- ▶ 「保証の有無」及び「定期点検整備実施の有無」を「支払総額」表示の近接した箇所に明瞭に表示すること

◇ 「不当な価格表示(表示された価格で購入できるかのように誤認させる表示)」に対する規約違反措置基準を見直し、走行距離・修復歴の不当表示と同等に厳格化

◇ 改正規約・規則の内容について、研修会等を通じた普及活動を実施

2) 改正規約等に関する普及活動の実施及び厳正な対処

◇ 改正規約・規則に関する研修会、また、中古車情報誌・サイト等の協力を得て、以下の内容に関する事業者(会員・非会員)、消費者への周知・啓発を実施

- ▶ 表示した価格で販売できない場合、不当な価格表示(表示価格で購入できるかのように誤認される表示)となること

- ▶ 車両価格に含まれるべき中古車の商品化のための費用(「納車準備費用」等)は、名称の如何を問わず、「諸費用」として不適切である(請求できない)こと

4. 冠水車の表示に関する規約改正及び周知活動の実施

1)規約改正(案)の認定申請

◇規約改正(案)を総会(6月開催予定)に上程、承認を得た後、消費者庁及び公取委に認定・承認を申請

＜改正(案)のポイント＞

- ▶ 不当表示の禁止規定に「冠水車であるにもかかわらず、虚偽の表示及びその旨を表示しないことにより、冠水車ではないかのように誤認されるおそれのある表示」を追加

◇走行距離・修復歴の不当表示と同等の規約違反措置基準(厳罰規定)を新設

2)改正規約に関する普及活動の実施及び厳正な対処

◇研修会等を通じ、冠水車に関する不当表示未然防止のための普及活動を行うとともに、不当表示が見られた場合は厳正に対処

5. 不当表示の未然防止及び厳正な対処

1)走行距離及び修復歴等の不当表示の未然防止及び厳正な対処の実施

◇オークションで落札された「改ざん歴車」や「修復歴車」の販売時の表示実態について調査を実施

◇規約遵守状況調査や研修会を通じ、走行距離や修復歴の表示等について周知活動を実施、問題のある表示については改善を指導

◇修復歴車や冠水車に関する不当表示について、注意喚起のためのポスターを作成、オートオークション会場等に配布

2)広告における不当な価格表示及び不適切な販売行為に対する改善指導の実施

◇広告における中古車の不当な価格表示及び不適切な販売行為に関する監視活動を実施、問題が認められた場合は、表示及び販売行為・対応等について、改善指導を実施

3)会員及び非会員の不当表示に対する厳正な対処

◇走行距離や修復歴の不当表示等に対しては、違約金や事業者名の公表、厳正に対処

◇非会員の不当表示に対しては、消費者庁や都道府県に措置を要請

6. カタログ等における装備品等の表示及び打消し表示のあり方等に関する周知活動の実施

1)メーカー・インポーターに対するアンケートの実施

◇メーカー・インポーター各社のカタログ等における装備品等の表示及び打消し表示の状況、内容の再確認状況及び表示管理体制に関する実態把握のためのアンケート調査を実施

2)カタログ等における打消し表示の実態把握

◇ウェブサイト(ウェブカタログ)における打消し表示に関する実態調査を実施、問題が見られた場合は改善指導を実施

3)カタログ等における装備品等の表示及び打消し表示のあり方等の周知活動の実施

◇カタログや広告等における装備品等の表示及び打消し表示のあり方等について整理、周知活動を実施

7. 自動運転化技術に関する適正な表示の検討及び普及活動の実施

1)運転支援機能(レベル1、2)及び自動運転機能(レベル3)に関する表示の考え方の周知活動の実施

◇研修会等を通じ、「運転支援車(レベル1、2)並びに自動運転車(レベル3)及びその機能の表示に関する規約運用の考え方」の周知活動を実施

◇新たな対応等、必要に応じて規約運用の考え方の見直しについて検討

2)自動運転機能(レベル4以降)に関する表示のあり方の検討

◇自動運転化技術レベル4以降の自動運転車及びその機能について、消費者の誤解や過信を招かないようにするため、テレビCM等における表示(映像表現)のあり方及び注意喚起表示の内容等について、関係機関と連携しながら検討

3)中古車の運転支援機能等の今後の表示のあり方の検討及び情報提供の実施

◇会員販売店を対象として実施したアンケート調査結果を踏まえ、中古車販売時における表示や情報提供及びそのための情報収集のあり方等について検討、必要に応じて情報提供を実施

4)表示の実態把握及び改善指導の実施

◇上記1)及び3)について、テレビCM等の広告や店頭における表示の状況に関する実態把握を適宜実施、問題等がみられた場合は改善指導を実施

8. 割賦やリース、サブスク等の表示に関する改正規約・規則の普及活動の実施

■研修会等を通じ、以下の①～④の改正規約・規則の普及活動を実施

①割賦販売価格の表示

②個人リース料金の表示

③サブスク等の料金の表示

④プラグイン・ハイブリッド車の燃費表示

◇規約遵守状況調査等で、問題等がみられた場合は改善指導を実施

◇割賦販売価格や個人リース料金、サブスクリプション等の料金の明瞭な表示に関する規約運用の考え方等を策定、改正規約・規則の内容と併せ、研修会等を通じた普及活動を実施

9. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

1) SNS等を活用した広告宣伝に関する表示のあり方等の検討及び周知活動の実施

◇SNS等を活用した広告宣伝に関する実態調査結果を踏まえ、媒体の特性等に応じた表示のあり方について検討、必要に応じて表示の考え方等を整理するとともに、周知活動を実施

2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

◇消費者ニーズに対応した新たな販売方法やサービス等に関する実態把握等を実施、表示上の問題の有無や、必要に応じて表示のあり方について検討

3) 中古車の客観的根拠に基づく「No.1」等の最上級表示のあり方の検討

◇中古車の「No.1」等の最上級表示について、事実確認が可能な客観的根拠に基づく表示の可否について検討

10. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPRの実施

1) 車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施

◇車両状態評価の評価機関からの申請に基づき、車両状態評価制度(システム)が監修基準を満たしているか審査を行い、監修基準を満たしている場合は監修を実施

◇監修を受けた評価機関の評価制度(システム)について、定期的な監査を実施

2)車両状態評価に関する監修制度等についてのPR活動の実施

- ◇公取協の車両状態評価の「監修制度」及び監修を受けた「評価機関」並びに「評価付き中古車」の信頼性について、ホームページ等を通じて一般消費者に対するPR活動を実施

11. 消費者関連事業の推進

1)消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施

①苦情・相談の受付と、トラブル対応・未然防止のための情報提供の実施

- ◇消費者からの苦情・相談を効率的に受け付け、トラブル解決のための適切な助言を行うなど、迅速かつ適切に対応
- ◇受付けた苦情相談を基にトラブルの発生原因や規約(表示上の問題)との関連、販売対応の問題点等を分析、消費者相談事例研究会においてトラブルへの対応や未然防止策について検討
- ◇購入の際の留意点やトラブル防止のための注意点等について、ホームページ等において消費者に情報提供するとともに、相談が増加しているものや悪質なものについては、同ホームページにおいて注意喚起を実施

②「消費者相談対応マニュアル」、「同ハンドブック」に基づく研修会の開催

- ◇各地区公取協事務取扱所や会員事業者からの要望に基づき、「消費者相談対応マニュアル」及び「同ハンドブック」に基づく研修会を開催

③苦情相談件数が多い事業者の販売実態に関する調査及び改善指導の実施

- ◇苦情相談件数が多い、または、悪質性が高いと判断される事業者の販売行為や表示に問題がないかなど、販売実態に関する調査を実施、問題がみられた場合は改善要請を実施、改善されない場合は、規約違反が認められた場合は措置をとるなど対応

2)国民生活センター及び消費生活センターとの連携強化

- ◇国民生活センター及び各地区消費生活センターとの情報交換活動を積極的に実施するなど連携強化を図るとともに、各地区における円滑な相談対応を図るため、消費生活センターと関係団体との懇談会を開催
- ◇地区消費生活センター等からの要請に基づき、相談受付担当者を対象とした、相談受付状況や消費者相談への対応方法等に関する研修を実施

3)消費者団体等との情報交換活動の実施

- ◇消費者関連団体との懇談会を開催し、情報交換活動を実施
- ◇消費者が求める表示や現状の表示に対する認識、評価等について把握するため、必要に応じて消費者を対象としたアンケートを実施

12. 広報PR活動の実施

1) 規約及び公取協会員店で購入するメリットのPR活動の実施

◇中古車の価格表示に関連した問題のある広告やトラブル事例を基に、「支払総額」表示の必要性・重要性、諸費用の考え方の周知・啓発及び「中古車購入は適正表示で安心の公取協会員店で」をキャッチコピーとした、会員店の優良性をPRする動画を作成し YouTube に公開、動画に誘導するバナー広告を掲載する等のPR活動を実施

2) 会員に対する情報提供の充実

◇メールを活用した「AFTC INFORMATION」等を通じ、規約運用の考え方や広告表示に関する注意点等の情報を会員に配信、公取協の活動内容や各種情報を掲載した「公取協ニュース」(機関紙)を発行

13. 大型車関係事業の推進

1) 規約に基づく適正表示の推進

◇大型車関係の会員事業者や広告関係事業者を対象に、規約や広告宣伝に関するマニュアル等に基づく研修会を開催

2) 独禁法、下請法に関する普及活動の実施

◇大型車の実態等を踏まえた燃費や運転支援機能等に関する情報提供のあり方について、メーカー、ディーラーへのヒアリングを継続して実施しながら検討

◇独禁法、下請法の運用状況等を踏まえ、マニュアルに基づく研修会や情報提供等を実施

◇独禁法・下請法の普及状況等に関する地区大型車委員会との懇談会を開催、活動内容を各地区公取協事務取扱所に展開するなど、各地区の活動に協力

◇「事業者団体活動と独占禁止法」に関するマニュアルに基づく研修会を開催

14. その他の事業

1) 関係団体及び地方組織との連携強化活動

◇関係団体及び各地区との連携強化を図るため、公取協事務取扱所長会議や規約担当者研修会等を開催

2) 公正取引に関する法令(独禁法、下請法等)の普及指導

◇会員における独占禁止法や下請法違反行為の未然防止を図るため、「事業者団体活動と独禁法」に関するマニュアル及び下請法マニュアルの活用を促進、同マニュアルに基づく研修会の開催等、普及活動を実施

《二輪車関係》

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

1)店頭表示のセルフチェック活動を通じた適正表示の促進

昨年度に続き、販売店が自らチェックを行う、セルフチェックを実施

①会員専用ページを活用したセルフチェックを実施

◇会員専用ページを活用し、会員がより簡単にセルフチェックを実施できるようにすることで実施率の向上を図り、規約遵守率の向上につなげる

②国内4銘柄の担当によるフォロー活動の実施

◇実施状況等について国内 4 銘柄とリアルタイムに情報共有し、効率的にフォロー活動を実施

③オートバイ組合及び輸入組合によるフォロー活動の実施

◇実施率をより一層向上させるため、各地区オートバイ組合及び輸入組合傘下インポーターによるフォロー活動を徹底

④所属団体はあるが担当販社のない会員店及び所属団体のない会員店へのフォロー活動の実施

◇実施率を向上させるため、公取協によるフォロー活動を一層徹底して実施、併せて、今後の規約普及活動のあり方について検討

2)セルフチェック実施を促進するための方策の検討

◇会員専用ページを活用したセルフチェックの実施を促進するとともに、実施率及び規約遵守率向上のための方策やフォロー活動等について検討、実施

2. 中古二輪車の品質評価(「品質評価実施店」)の定着化

1)「品質評価実施店」の拡充

◇店頭表示のセルフチェックの実施徹底や新規入会講習の実施、品質評価者更新講習受講促進の実施により、「品質評価実施店」における適正表示の継続実施及び未選定会員店の選定を促進することで、「品質評価実施店」の拡充につなげる

◇「品質評価実施店」に関する消費者向け PR 活動を展開、同実施店の認知度を高めることで、会員店の参加意識の向上と拡充につなげる

2)「品質評価実施店」の積極的な PR 活動の実施

- ◇新規に「品質評価実施店」の PR 動画を作成し、YouTube へのCM配信やSNSに投稿するとともに、SNSへの情報発信の継続については、より効果的な方策について検討・実施
- ◇「品質評価実施店」による「お店紹介動画の投稿企画」については継続して実施、より多くの投稿を得るための方策について検討、SNSの投稿動画数を増やすとともに、公取協ホームページの「あなたの街の「品質評価実施店」サイトでも紹介して同実施店を積極的にPR
- ◇情報誌 Web サイトにおける「品質評価実施店」の PR 方法について検討・実施

3. 中古二輪車の適正な走行距離表示の周知徹底

1)走行距離表示に関する実態調査の実施

- ◇二輪情報誌及び WEB サイトにおける走行距離表示に関する第5回実態調査を実施（日本二輪車オークション協会の走行距離確認サービスを利用している情報誌及びWEBサイトは調査対象外とする）
- ◇調査の結果、不当表示が認められた場合には、規約違反として厳正に対処するとともに、関係団体や担当販社と連携して不当表示の未然防止を徹底

2)走行距離の適正な表示に関する周知徹底とPRの実施

- ◇公取協ホームページや会員専用ページ、AFTC モーターサイクルインフォメーション等を活用し、会員店に対して適正な走行距離の表示に関する周知活動を実施
- ◇YouTube への CM 動画や SNS、情報誌 Web サイトへの広告掲載等により、「中古バイクの走行距離の適正な表示及び会員店は適正表示を実施している」旨の PR を実施

3)二輪情報誌との連携による適正な走行距離表示の促進

- ◇二輪情報誌と走行距離表示の適正化のための課題について意見交換を実施、情報を共有するとともに、表示適正化のための協力を要請

4. 「年式」等の表示に関する規約・規則の改正及び普及活動の実施

1)規約・規則改正(案)の認定・承認申請と普及活動の実施

- ◇規約・規則改正(案)を総会(6月開催予定)に上程、承認を得た後、消費者庁及び公取委に認定・承認を申請

<改正(案)のポイント>

- ① 「年式」の表示は、「初度登録(届出)年」に変更
- ② 「使用歴」として、「自家用」、「レンタバイク」等の使用歴を表示
- ③ 電動バイクの「燃費」として、「一充電走行距離」を表示

◇改正規約・規則の内容について、資料配布や研修会等を通じた普及活動を実施

5. 冠水車の表示に関する規約の改正及び周知活動の実施

1)規約改正(案)の認定申請

◇規約改正(案)を総会(6月開催予定)に上程、承認を得た後、消費者庁及び公取委に認定・承認を申請

<改正(案)のポイント>

- ▶ 不当表示の禁止規定に「冠水車であるにもかかわらず、虚偽の表示及びその旨を表示しないことにより、冠水車ではないかのように誤認されるおそれのある表示」を追加

◇走行距離・修復歴の不当表示と同等の規約違反措置基準(厳罰規定)を新設

2)改正規約に関する普及活動の実施及び厳正な対処

◇会員専用ページや資料配布等を通じ、冠水車に関する不当表示未然防止のための普及活動を行うとともに、不当表示が見られた場合は厳正に対処

6. カタログ等における装備品等の表示及び打消し表示のあり方等に関する周知活動の実施

1)メーカー・インポーターに対するアンケートの実施

◇メーカー・インポーター各社のカタログ等における装備品等の表示及び打消し表示の状況、内容の再確認状況及び表示管理体制に関する実態把握のためのアンケート調査を実施

2)カタログ等における打消し表示の実態把握

◇ウェブサイト(ウェブカタログ)における打消し表示に関する実態調査を実施、問題が見られた場合は改善指導を実施

3)カタログ等における装備品等の表示及び打消し表示のあり方等の周知活動の実施

◇カタログや広告等における装備品等の表示及び打消し表示のあり方等について整理、周知活動を実施

7. 一層の規約定着化を図るための普及活動の実施及び今後の規約指導体制等に関する検討

1) 会員専用ページへの登録及び利用促進、情報提供の充実

- ◇効果的で効率的な規約普及を行うため、会員専用ページへの登録及び利用を促進
- ◇会員専用ページやメールを活用した情報発信を継続して実施、情報提供を充実

2) 今後の規約普及活動や指導体制等に関する検討、実施

- ①会員専用ページ等を活用した、規約の普及活動(セルフチェックの実施、品質評価者講習会の受講、不当表示の未然防止等)のあり方について検討
- ②所属団体はあるが担当販社のない会員店及び所属団体のない会員店へのセルフチェック実施や品質評価者講習受講促進のための指導体制等について検討
- ③国内4銘柄や関係団体等と連携した、より効果的な普及活動の検討、実施

3) 二輪車販売業界を取り巻く環境の変化等を踏まえた、規約普及指導体制の検討

- ◇二輪車販売業界を取り巻く環境の変化等を踏まえ、効果的で効率的な規約普及指導体制等について引き続き検討
- ◇オンライン等を活用し、国内4銘柄や関係団体、公取協事務取扱所長会議、適正表示正副委員長会議を開催し、今後の規約普及のあり方等について意見交換等を実施

8. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

1) SNS等を活用した広告宣伝に関する表示のあり方等の検討及び周知活動の実施

- ◇SNS等を活用した広告宣伝に関する実態把握を実施、媒体の特性等に応じた表示のあり方について検討、表示の考え方等(必要があれば規約・施行規則の改正)について整理するとともに、周知活動を実施

2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

- ◇消費者ニーズに対応した新たな販売方法やサービス等に関する実態把握等を実施、表示上の問題の有無や表示のあり方について検討

9. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動の実施

1) 消費者からの苦情・相談の受付と対応

- ◇二輪車に関する消費者からの苦情・相談を受付、トラブル解決のための適切な助言を行うなど、迅速かつ適切に対応

2)消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための対応の検討

- ◇消費者相談事例研究会を開催し、相談事例を基にトラブルの発生原因や問題点を分析、トラブルへの適切な対応及び未然防止策等について検討

VII.2022年度普通会員会費額(案)の件

■普通会員会費(団体会費) ⇒ 前年同額

<普通会員会費(団体会費)>

団 体 名	会 費 額
自 工 会	33,003,000円
自 販 連	4,755,000円
全 軽 自 協	2,193,000円
輸 入 組 合	432,000円
日 整 連	837,000円
中 販 連	837,000円
日本二輪車普及安全協会	432,000円
全国オートバイ協同組合連合会	432,000円
合 計	42,921,000円

※維持会員会費(個別会費)についても、前年同額とする。

Ⅷ. 2022年度予算書(案)の件

収 支 予 算 書(案)

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日

I. 収 入 の 部

(単位;円)

勘 定 科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
1. 会 費 収 入	(255,149,000)	(255,749,000)	(△ 600,000)
1) 普 通 会 員 会 費	42,921,000	42,921,000	0
2) 維 持 会 員 会 費	209,900,000	210,500,000	△ 600,000
3) 賛 助 会 員 会 費	2,328,000	2,328,000	0
2. 入 会 金 収 入	(1,550,000)	(1,600,000)	(△ 50,000)
3. 事 業 収 入	(25,570,000)	(16,070,000)	(9,500,000)
1) 資 料 頒 布	10,570,000	10,070,000	500,000
2) 講 習 会 会 費	15,000,000	6,000,000	9,000,000
4. 雑 収 入	(350,000)	(350,000)	(0)
5. 違 約 金 預 金 取 崩 収 入	(3,000,000)	(0)	(3,000,000)
6. 退 職 給 与 引 当 預 金 取 崩 収 入	(21,300,000)	(0)	(21,300,000)
当 期 収 入 合 計	306,919,000	273,769,000	33,150,000

Ⅱ. 支 出 の 部

(単位;円)

勘 定 科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
1. 事 業 費	(242, 153, 000)	(230, 668, 000)	(11, 485, 000)
1) 調 査 研 究 事 業 費	13, 200, 000	13, 500, 000	△ 300, 000
2) 指 導 普 及 事 業 費	18, 500, 000	15, 000, 000	3, 500, 000
3) 独禁法等調査研究事業費	2, 500, 000	2, 500, 000	0
4) 広 報 P R 事 業 費	20, 000, 000	19, 500, 000	500, 000
5) 組 織 対 策 事 業 費	14, 800, 000	15, 500, 000	△ 700, 000
6) 講 習 会 開 催 事 業 費	14, 500, 000	8, 700, 000	5, 800, 000
7) 情報システム関係事業費	6, 600, 000	6, 600, 000	0
8) 資 料 頒 布 原 価	3, 200, 000	3, 200, 000	0
9) 関 係 団 体 負 担 金	3, 049, 000	3, 049, 000	0
10) 会 費 徴 収 事 務 費	7, 652, 000	7, 652, 000	0
11) 役 員 報 酬	17, 496, 000	17, 496, 000	0
12) 確 定 拠 出 年 金 掛 金	504, 000	504, 000	0
13) 給 料 手 当	79, 553, 000	77, 827, 000	1, 726, 000
14) 法 定 福 利 費	15, 975, 000	15, 375, 000	600, 000
15) 厚 生 費	4, 120, 000	4, 120, 000	0
16) 会 議 費	1, 580, 000	1, 300, 000	280, 000
17) 賃 借 料	12, 842, 000	12, 842, 000	0
18) 施 設 維 持 費	606, 000	606, 000	0
19) 通 信 運 搬 費	2, 930, 000	2, 880, 000	50, 000
20) 光 熱 水 料 費	585, 000	556, 000	29, 000
21) 消 耗 品 費	1, 280, 000	1, 280, 000	0
22) 図 書 費	27, 000	27, 000	0
23) 修 繕 費	35, 000	35, 000	0
24) 交 際 費	189, 000	189, 000	0
25) 旅 費 交 通 費	30, 000	30, 000	0
26) 雑 費	400, 000	400, 000	0

(単位;円)

勘 定 科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
2. 管 理 費	(32,206,000)	(31,708,000)	(498,000)
1) 役 員 報 酬	11,664,000	11,664,000	0
2) 確 定 拠 出 年 金 掛 金	336,000	336,000	0
3) 給 料 手 当	13,740,000	13,280,000	460,000
4) 法 定 福 利 費	3,735,000	3,700,000	35,000
5) 厚 生 費	810,000	810,000	0
6) 会 議 費	140,000	140,000	0
7) 賃 借 料	1,428,000	1,428,000	0
8) 施 設 維 持 費	68,000	68,000	0
9) 通 信 運 搬 費	65,000	65,000	0
10) 光 熱 水 料 費	64,000	61,000	3,000
11) 消 耗 品 費	108,000	108,000	0
12) 図 書 費	5,000	5,000	0
13) 修 繕 費	7,000	7,000	0
14) 交 際 費	14,000	14,000	0
15) 旅 費 交 通 費	7,000	7,000	0
16) 雑 費	15,000	15,000	0
3. 引 当 預 金 支 出	(9,652,000)	(9,785,000)	(△ 133,000)
1) 退 職 給 与 引 当 預 金	9,652,000	9,785,000	△ 133,000
4. そ の 他 の 支 出	(22,908,000)	(1,608,000)	(21,300,000)
1) 特 定 退 職 金 共 済 掛 金	1,608,000	1,608,000	0
2) 退 職 金	21,300,000	0	21,300,000
当 期 支 出 合 計	306,919,000	273,769,000	33,150,000

(注) 1. 借入金限度額 30,000,000円
2. 債務負担額 3,000,000円

2022年度定時総会までのスケジュールについて(確認)

3月25日	■第134回理事会 オンラインによる開催
3月下旬	以下について、関係8団体をお願いする予定 ■特別会員(総会での議決権を有する方)の変更推薦 ■任期満了に伴う役員(理事・監事)の推薦
4月下旬 以降	■第155回総務委員会(書面又はオンラインによる開催) ⇒ 第135回理事会(5月に書面開催)、定時総会及び第136回理事会(6月開催)への上程議案の審議 <審議事項(予定)> ①2021年度事業報告書(案)及び決算書(案) ②特別会員の変更選任(案) ③任期満了に伴う理事・監事選任(案)
5月中旬 以降	■第135回理事会(書面開催) ⇒ 総務委員会での承認を得た後、各理事宛資料を発送
6月8日(水)	■第136回理事会(アルカディア市ヶ谷) (14:00~14:20) <主な内容> 第135回理事会以降の業務執行報告 ■2022年度定時総会(アルカディア市ヶ谷) (14:30~15:45) <審議事項(予定)> ①2021年度事業報告書(案)及び決算書(案) ②自動車業及び二輪自動車業における表示に関する公正競争規約改正(案) ③任期満了に伴う理事・監事選任(案) ■第137回理事会(アルカディア市ヶ谷) (総会終了後、同会場にて開催) <審議事項(予定)> 会長、副会長、専務理事の選任(案) <u>※オンラインによる開催等に変更する場合があります。</u>